書類番号１

第３期　美幌町
子ども・子育て支援事業計画

令和７年度～令和 11 年度

（　素　案　）

令和〇年〇月

美　幌　町

はじめに

目 次

第1章 計画の策定にあたって …… 1
1 計画策定の趣旨 …… 1
2 計画の位置づけ・期間 …… 2
（1）計画の位置づけ …… 2
（2）計画の期間 …… 2
（3）計画の点検と見直し …… 2
（4）他計画との調和 …… 3
3 計画の策定体制 …… 4
（1）ニーズ調査の実施 …… 4
（2）「美幌町次世代育成支援推進協議会」の開催 …… 4
（3）「美幌町子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会」の開催 …… 4

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 …… 5
1 本町の子ども・子育てを取り巻く環境 …… 5
（1）人口と世帯状況等 …… 5
① 総人口と年少人口 …… 5
② 年齢別就学前児童数の推移 …… 6
③ 合計特殊出生率 …… 7
④ 未婚率の推移 …… 7
⑤ 就業率の推移 …… 8
⑥ 世帯数と一世帯平均人員の推移 …… 9
（2）将来推計人口 …… 9
① 将来人口推計の目的 …… 9
② 将来人口推計の条件 …… 9
③ 推計に使用した方法及び実績人口データ …… 9
（3）幼児教育・保育施設の園児及び小学校児童数 …… 11
① 幼児教育・保育施設 …… 11
② 小学校 …… 12

第3章 計画策定の基本的な考え方 …… 13
1 計画の基本理念 …… 13
2 基本的な視点 …… 14
（1）子どもの育ちの視点 …… 14
（2）親としての育ちの視点 …… 14
（3）地域での支え合いの視点 …… 14
（4）子育て環境の充実の視点 …… 14

３ 基本目標 …… 15
（1）地域における子育てへの支援 …… 15
（2）全ての子どもの育ちを支える環境の整備 …… 15
（3）仕事と子育ての両立の推進 …… 15
４ 計画の体系 …… 16

第4章 子ども・子育て支援事業計画 …… 17
１ 子ども・子育て支援制度の概要 …… 17
（1）制度の目的 …… 17
（2）子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要 …… 17
２ 教育・保育提供区域の設定 …… 19
（1）教育・保育提供区域とは …… 19
（2）美幌町における教育・保育提供区域の考え方 …… 19
３ 教育・保育施設の需要量及び確保方策 …… 20
４ 地域子ども・子育て支援事業の提供 …… 21
（1）利用者支援事業 …… 21
（2）地域子育て支援拠点事業 …… 21
（3）妊婦健診事業 …… 22
（4）乳児家庭全戸訪問事業 …… 22
（5）養育支援訪問事業 …… 23
（6）子育て短期支援事業（ショートステイ） …… 23
（7）子育て援助活動支援事業 …… 24
（8）一時預かり事業 …… 24
（9）時間外保育（延長保育）事業 …… 25
（10）病児・病後児保育事業 …… 26
（11）放課後児童健全育成事業（学童クラブ） …… 26
（12）実費徴収に伴う補足給付事業 …… 27
（13）多様な主体の参入促進・能力活用事業 …… 27
（14）子育て世帯訪問支援事業 …… 27
（15）児童育成支援拠点事業 …… 28
（16）親子関係形成支援事業 …… 28
（17）産後ケア事業 …… 29
（18）妊婦等包括相談支援事業 …… 29
（19）乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） …… 30
５ 教育・保育の一体的提供の推進 …… 31
（1）認定こども園の普及に係る基本的考え方 …… 31
（2）教育・保育及び地域子ども・子育て支援 …… 31
（3）幼稚園及び保育所（園）と小学校等との連携 …… 32
（4）障がい児支援に係る施策との連携 …… 32
（5）教育・保育施設の今後の方向性 …… 32

第5章　計画の推進に向けて …… 32
1　計画の推進体制 …… 32
（1）庁内体制の整備 …… 33
（2）計画の進行管理 …… 33
2　計画の点検･評価･改善 …… 33
3　国の政策動向及び計画の見直し･追加検討について …… 33

資料編 …… 34
【1】アンケート調査報告書 …… 35
【2】美幌町次世代育成支援推進協議会設置条例（抜粋） …… 72
【3】美幌町次世代育成支援推進協議会委員名簿 …… 74
【4】美幌町子ども･子育て支援事業計画の策定経緯 …… 75
【5】「持続可能な開発目標（SDGs）」について …… 76

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの成長と子育てを、社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国では平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、法に基づく新たな子ども・子育て支援制度が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、美幌町では幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、「美幌町次世代育成支援行動計画」を踏まえながら、平成27年3月に「美幌町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期　美幌町子ども・子育て支援事業計画」策定し、児童福祉や母子保健などの子ども子育て支援を推進してきましたが、令和6年度で最終年度を迎えることから「第3期　美幌町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の位置づけ・期間

（1） 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。同法の内容に基づき、教育・保育及び子ども子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

さらに、これまで取組を進めてきた「第2期美幌町子ども・子育て支援事業計画」における個々の施策を踏まえつつ、本町における子ども・子育て支援事業を総合的に推進してまいります。

（2） 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

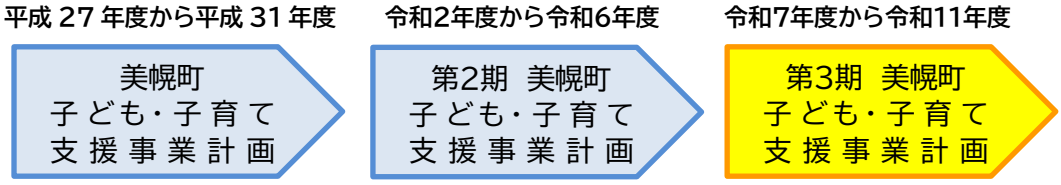

（3） 計画の点検と見直し

計画の推進のために、計画の進捗状況を管理し、計画内容と乖離が生じた場合や社会・経済情勢の変化などにより新たに検討が必要となる場合は適時に検討を行い事業に反映させるなど、必要に応じて計画の見直しを行います。

特に、「量の見込み」と実態が大きくかい離するような場合には、計画期間の中間年を目途に必要に応じて計画内容の見直しを行います。

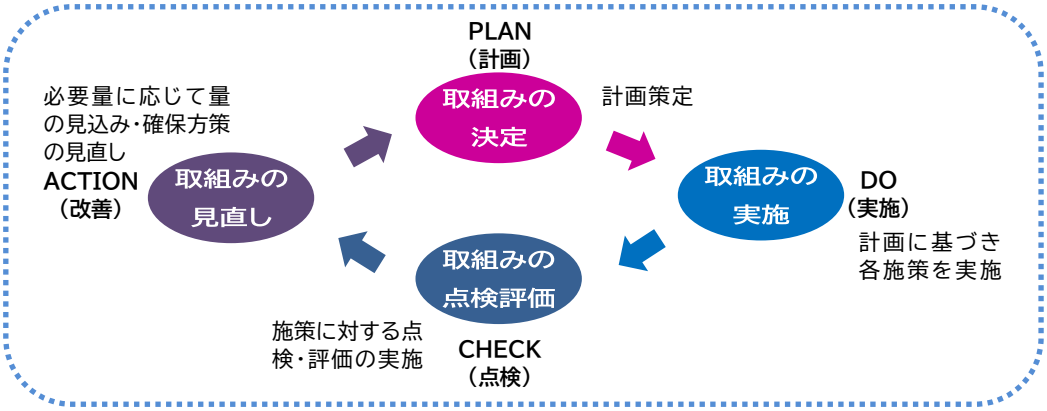

（4） 他計画との調和

美幌町では、最上位計画である「第6期美幌町総合計画」において、まちづくりの目標のひとつとして「ひとがつながる、みらいへつなげる　ここにしかないまち　びほろ」を掲げています。

本計画は、その実現を図るための福祉分野における「第3期美幌町地域福祉計画」の個別計画のひとつとして位置づけられ、その他の個別計画と調和した計画として、策定するものです。

【他の計画との計画の位置づけ】

第6期美幌町総合計画（平成28年度～令和8年度）
～ ひとがつながる、みらいへつなげる
ここにしかないまち　びほろ　～

【 基本目標 】

- **創** 人を**創**り、地域力を高めるまちづくり
- **護** 自然の美しさやくらしの安心を、みんなで**護**りあうまちづくり
- **活** まちの資源や持ち味を、**活**力に換えていくまちづくり
- **集** 住みやすく、人が**集**まる基盤をつくるまちづくり
- **育** 夢を**育**む体験！あたたかい人をつくるまちづくり

⇩

第3期　美幌町地域福祉計画
（令和2年度～令和9年度）
すべての人々がたがいに助けあい温かに暮らせるまちへ

⇩

《他の個別計画》

第3期美幌町子ども・子育て支援事業計画 **（令和7年度～令和11年度）**
第7期美幌町障がい福祉計画及び第3期美幌町障がい児福祉計画 （令和6年度～令和8年度）
高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画 （令和6年度～令和9年度）
美幌町第4期健康増進計画 （令和6年度～令和17年度）

3 計画の策定体制

（1） ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、国の基本指針に基づき「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

① 調査対象

小学校就学前子どもの保護者及び小学生就学している子どもの保護者

② 調査期間及び方法

令和6年2月9日に調査票を郵送し3月5日を期限として実施

※3月5日以降に届いた分もすべて集計に含めております。

③ 回収状況

調査の種類	配付数	回収数			回収率
			郵送	WEB 回答	
未就学児の保護者	419 名	196名	100 名	96 名	46.8%
小学生の保護者	300 名	131名	60 名	71 名	43.7%
合　　計	719 名	327名	160 名	167 名	45.5%

（2）「美幌町次世代育成支援推進協議会」の開催

子ども・子育て支援法で市町村に設置が求められる審議会その他の合議制の機関です。

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、子育て関係者、福祉・医療又は教育等関係者で構成する「美幌町次世代育成支援推進協議会」を設置し、計画内容について協議しました。

（3）「美幌町子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会」の開催

子ども・子育て支援法による美幌町子ども・子育て支援事業計画を策定及び推進にあたり、この計画に位置づけされる各種施策が、さまざまな分野に及ぶことから、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討するため、「美幌町子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会」を設置し、計画内容について協議しました。

第2章　子ども・子育てを取り巻く現状

1　本町の子ども・子育てを取り巻く環境

(1)　人口と世帯状況等

①　総人口と年少人口

総人口は、年々減少をしており、平成27年は20，608人、令和2年は19,087人、令和6年では17,526人です。

そのうち、0～14歳の年少人口は平成27年は2,390人（人口の約11.6%）、令和2年は1，956人（人口の約10.3%）、令和6年は1,569人（人口の約9.0）%を占めています。総人口の減少率より年少人口の減少率が上回っており少子化は進んでいます。

人口の推移

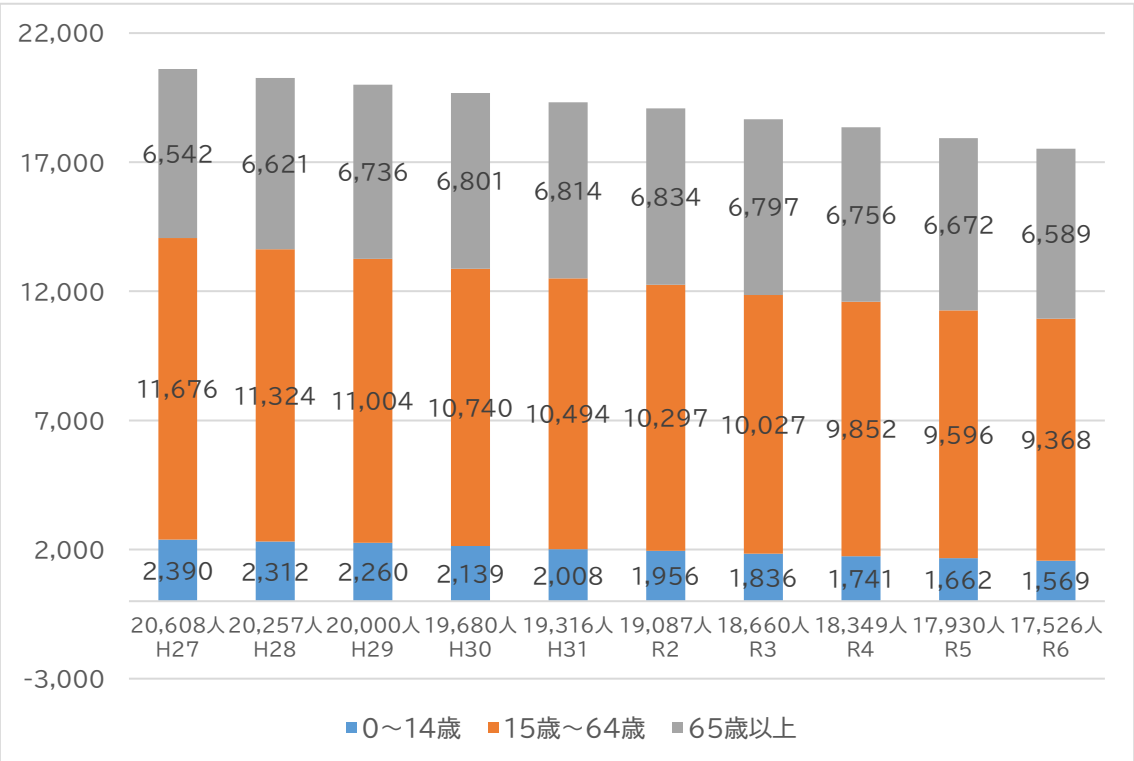

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

平成27年には883人いた就学前児童は、年々減少をしており、令和2年は634人、令和6年は478人となっている。

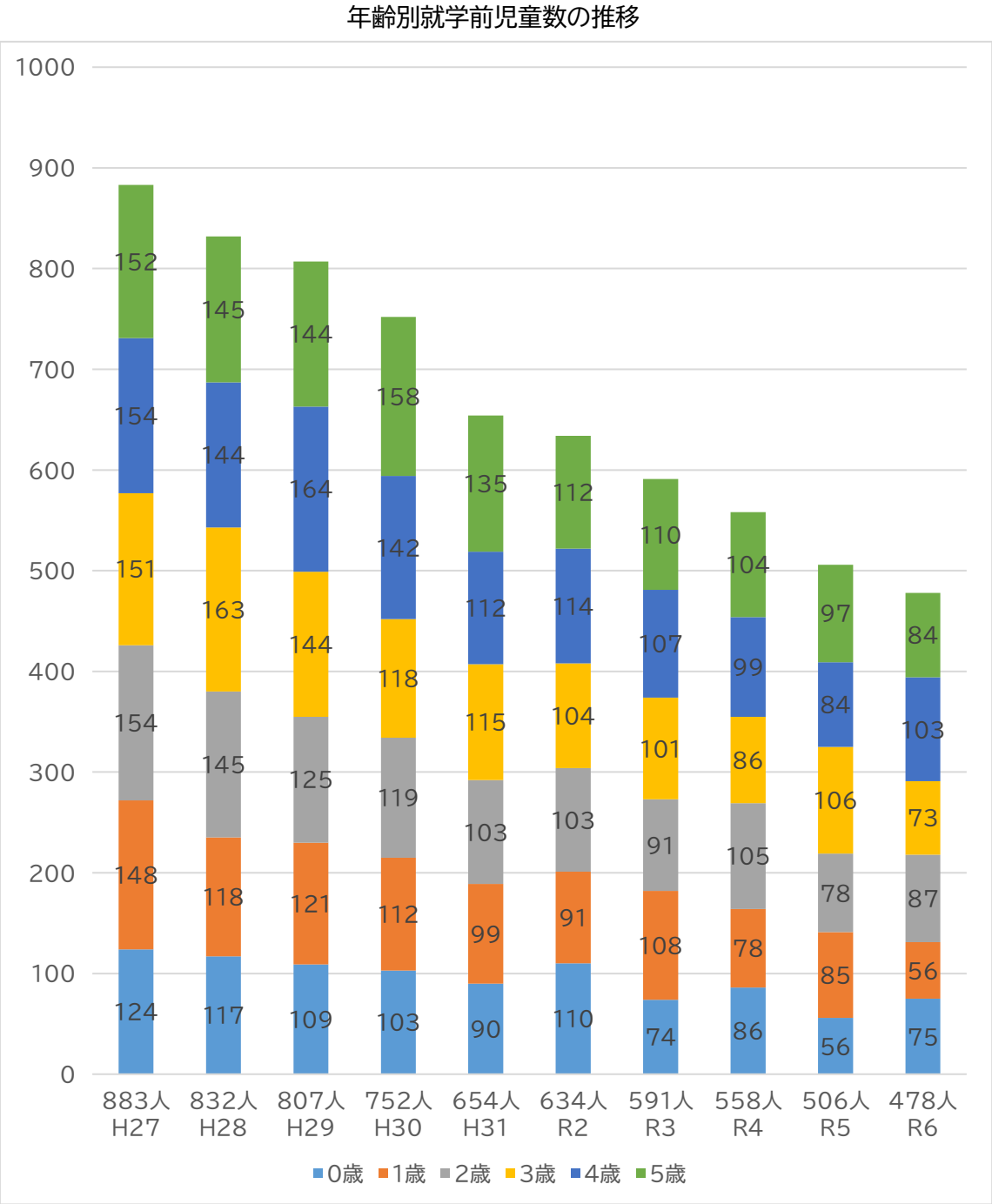

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

③ 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、一人の女性が母親となりうる年齢(15～49歳)を経過する間に産むと考えられる子どもの数を表すものですが、本町は、全国や全道と比較すると高い水準で推移してきましたが、平成26年度以降は全国平均を下回ってきています。

合計特殊出生率

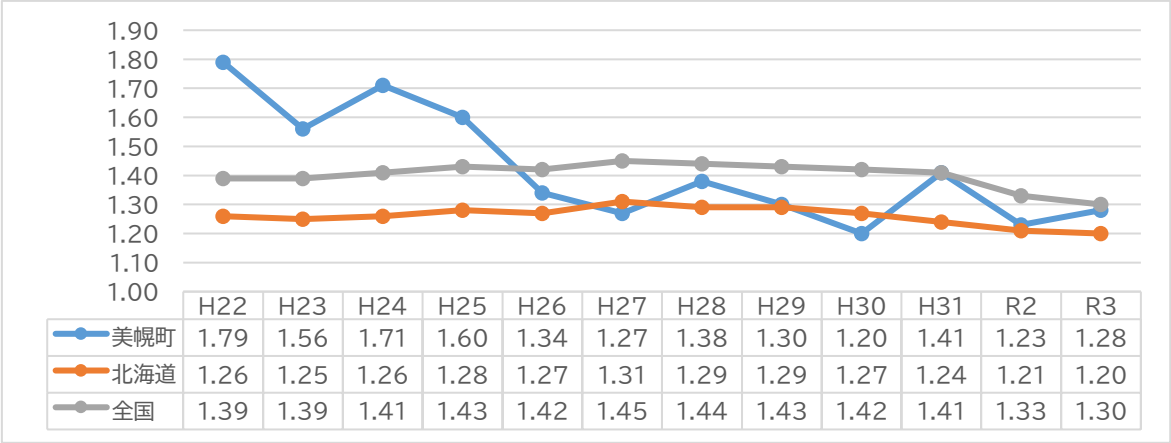

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
美幌町	1.79	1.56	1.71	1.60	1.34	1.27	1.38	1.30	1.20	1.41	1.23	1.28
北海道	1.26	1.25	1.26	1.28	1.27	1.31	1.29	1.29	1.27	1.24	1.21	1.20
全国	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.41	1.33	1.30

資料:美幌町保健活動計画

④ 未婚率の推移

未婚率の推移は、横ばい傾向でありますが、美幌町の男性の未婚率は平成22年以降増加傾向となっています。

未婚率の推移

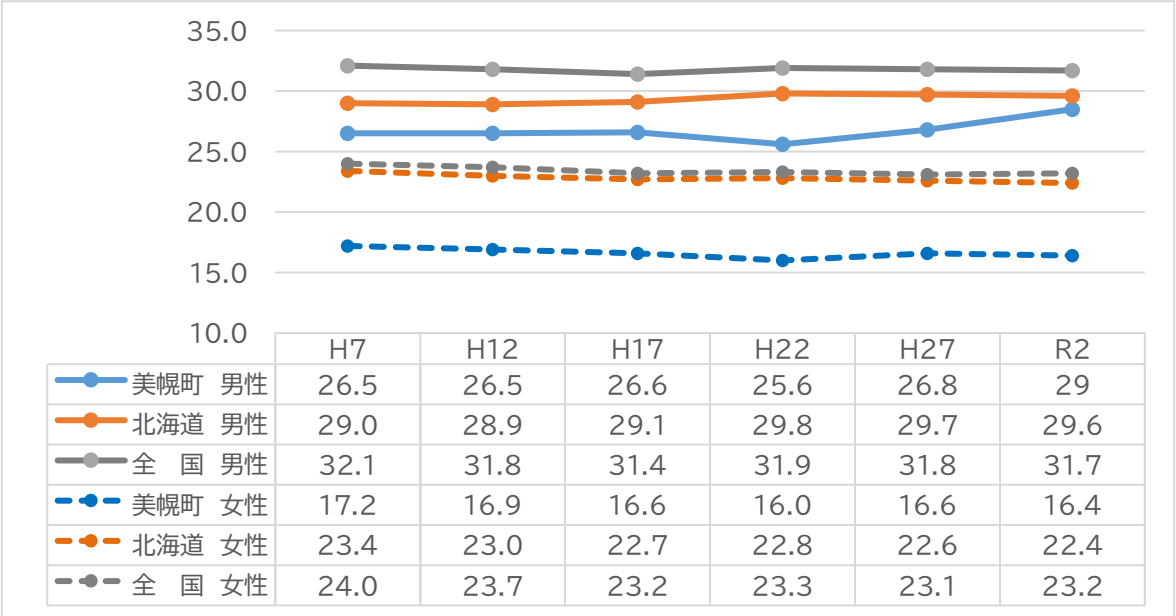

	H7	H12	H17	H22	H27	R2
美幌町 男性	26.5	26.5	26.6	25.6	26.8	29
北海道 男性	29.0	28.9	29.1	29.8	29.7	29.6
全 国 男性	32.1	31.8	31.4	31.9	31.8	31.7
美幌町 女性	17.2	16.9	16.6	16.0	16.6	16.4
北海道 女性	23.4	23.0	22.7	22.8	22.6	22.4
全 国 女性	24.0	23.7	23.2	23.3	23.1	23.2

資料:国勢調査

⑤ 就業率の推移

15歳以上の就業率の推移は、男性、女性とも平成27年までは減少傾向となっており、ましたが、令和2年には増加しています。

就業率の推移（男女別）

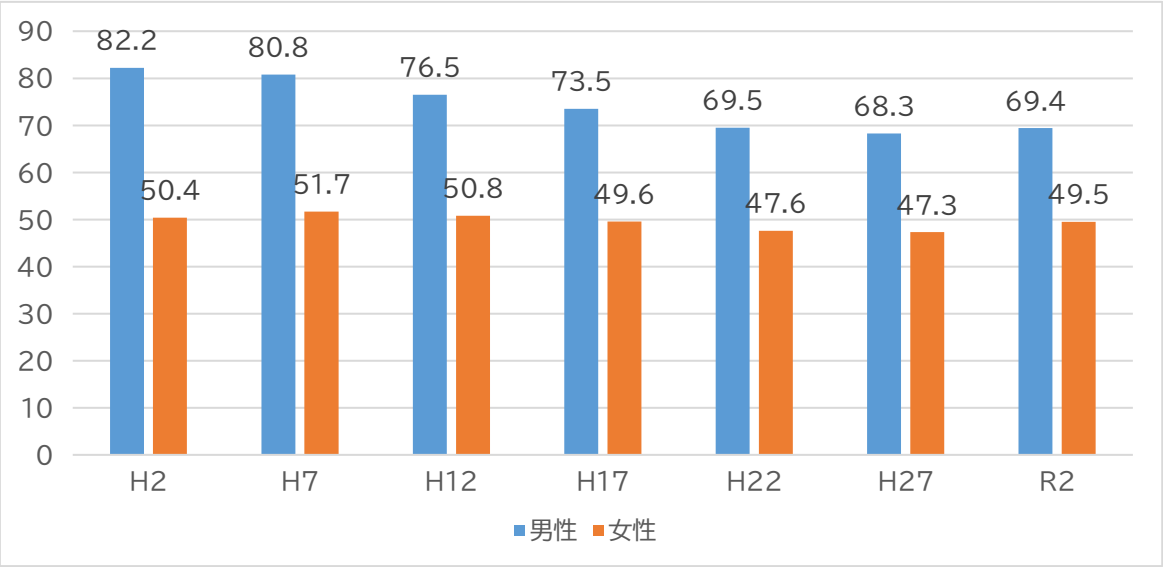

資料：美幌町統計書

⑥ 世帯数と一世帯平均人員の推移

世帯数は増加傾向でしたが、平成17年をピークに減少しています。世帯平均人員は、減少傾向となっています。

世帯数と一世帯平均人員

区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
世帯数（世帯）	8,280	8,499	8,760	8,883	8,725	8,626	8,281
平均世帯人員数（人）	3.1	2.9	2.7	2.6	2.5	2.4	2.17

資料：各年 10 月 1 日現在、国勢調査

（2） 将来推計人口

① 将来人口推計の目的

子ども・子育て支援事業計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とし、計画に盛り込む施策、事業を検討するうえで、児童数に基づいて推計ニーズ量を算出するため、この期間中における将来人口の推計を行います。

② 将来人口推計の条件

推計期間は計画期間である令和7年度から令和11年度までとし、また、就学前児童を対象とした計画であることから、学齢は4月1日を基準としました。

③ 推計に使用した方法及び実績人口データ

人口推計は、コーホート変化率法を用いて算出しています。このコーホート変化率法とは、人口推計で最も一般的に用いられる手法で、性別・年齢別の住民基本台帳のデータを基に過去の変化率を算出し、その変化状況が将来とも続くと想定して行うものです。

また、0歳人口の推計は、コーホート変化率法で推計はできないため、母親となりうる年齢階級（15～49歳）の人口と出生率から推計しました。

コーホート変化率法による人口推計

（単位：人）

児童年齢	実績	推計				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	75	69	65	64	62	61
1歳児	56	76	70	66	65	63
2歳児	87	56	76	70	66	65
3歳児	73	83	53	72	66	62
4歳児	103	72	82	52	71	65
5歳児	84	102	71	81	51	70
0～5歳児	478	458	417	405	381	386

児童年齢	実績	推計				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
6歳児	94	84	102	71	81	51
7歳児	107	93	83	101	70	80
8歳児	109	105	91	81	99	68
9歳児	92	110	106	92	82	100
10歳児	128	90	108	104	90	80
11歳児	141	128	90	108	104	90
6～11歳児	671	610	580	557	526	469
0～11歳児	1,149	1,068	997	962	907	855

全　体	17,526	17,228	16,881	16,440	16,079	15,684

（3） 幼児教育・保育施設の園児及び小学校児童数

① 幼児教育・保育施設

私立認定こども園が2園、公立の認可保育園が2園、民間の認可外保育園が1園あります。在園児童数は令和2年に私立幼稚園から私立認定こども園に移行したことから0歳児の受け入れ拡充など児童数は増加しましたが、その後は減少傾向が続いています。

幼稚園在園児童数の推移

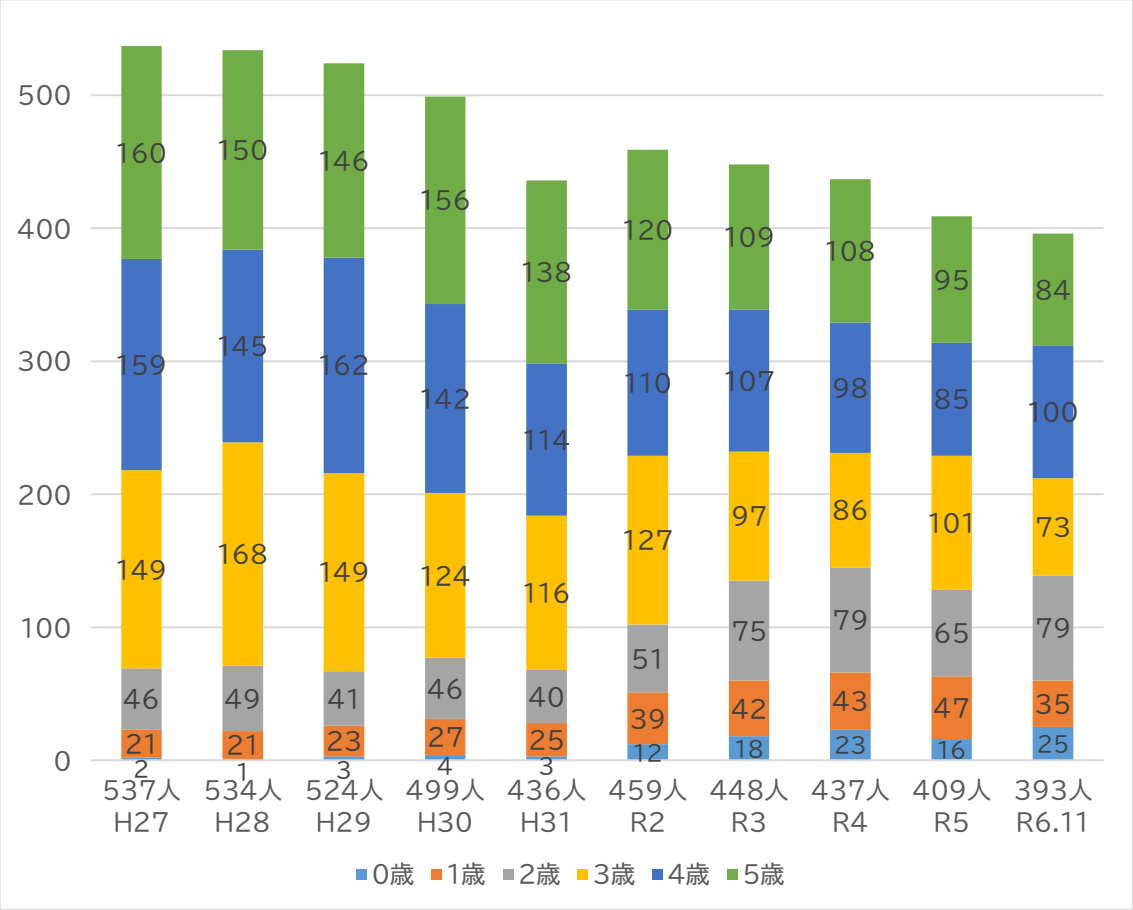

資料：各年3月31日現在、児童支援G

② 小学校

本町には、小学校が3校あります。児童数は年々減少しています。

小学校児童数の推移

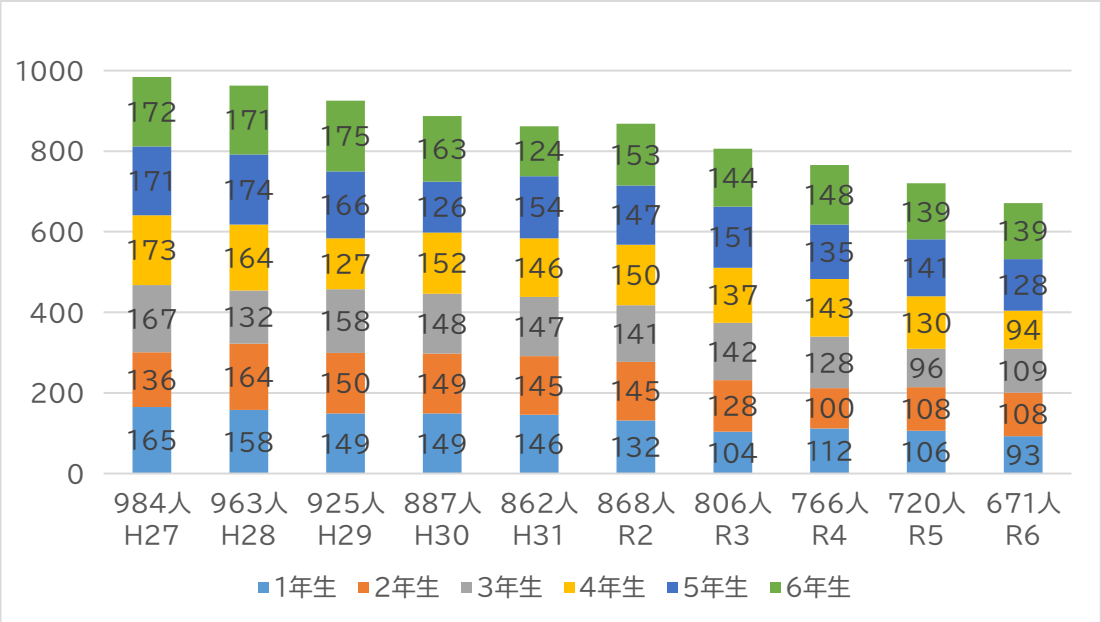

資料:各年５月１日現在、教育委員会

第3章　計画策定の基本的な考え方

1　計画の基本理念

子どもは、将来の美幌町を担う大切な宝であり、子どもの幸せは社会全体の願いです。

子ども・子育て支援法が法の目標に掲げる「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことは、本町の政策を考える上で不変的なテーマであり、時代にあった子育て家庭の要請に応え、本町に相応しい子育て施策を展開することは、少子化に歯止めをかけ、より一層飛躍するための最重要事項の一つであります。

先に策定した次世代育成支援行動計画では、子育ての基本は家庭でありますが、子どもを心身ともに健やかに育むためには、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割を担いながら、「地域の子どもは地域で育てる」ことを念頭に「温かく」かつ「積極的」に見守っていくとの共通認識のもと、子育てが楽しい町づくり、子どもを育てたいと思える美幌町の実現を目指す考えを示しました。本計画ではこの考えを継承し、次世代育成支援行動計画の基本メッセージを基本理念として定めます。

子どもと、親と、地域が育つ…子育てが楽しい町づくり！

★★★　この町で、子どもを育てたい！★★★

2 基本的な視点

（1） 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家庭の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、乳幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長が保障されるような取り組みを進めます。

（2） 親としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。

そのため、親としての自覚と責任を高め、心豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

（3） 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子どもの成長にとってより良い環境づくりのためには、地域全体で子どもや子育てを見守り支えることが必要であり、地域ぐるみで子育て支援を進めます。

（4） 子育て環境の充実の視点

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」に謳われているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的支援を要する児童や家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取り組みを進めます。

3 基本目標

（1） 地域における子育てへの支援

子どもが、成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。この役割を果たすことができるよう、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流を図り家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場を設けることや育児のなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境整備を推進します。

（2） 全ての子どもの育ちを支える環境の整備

障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通した地域のつながりを支援しながら、家庭や学校及び地域全体で子育てに取り組みます。

（3） 仕事と子育ての両立の推進

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに非正規雇用労働者割合も増えています。このような状況に対応するため、子育てと仕事を両立することができる環境整備が重要です。

働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

4 計画の体系

計画の体系は次のとおりとします。

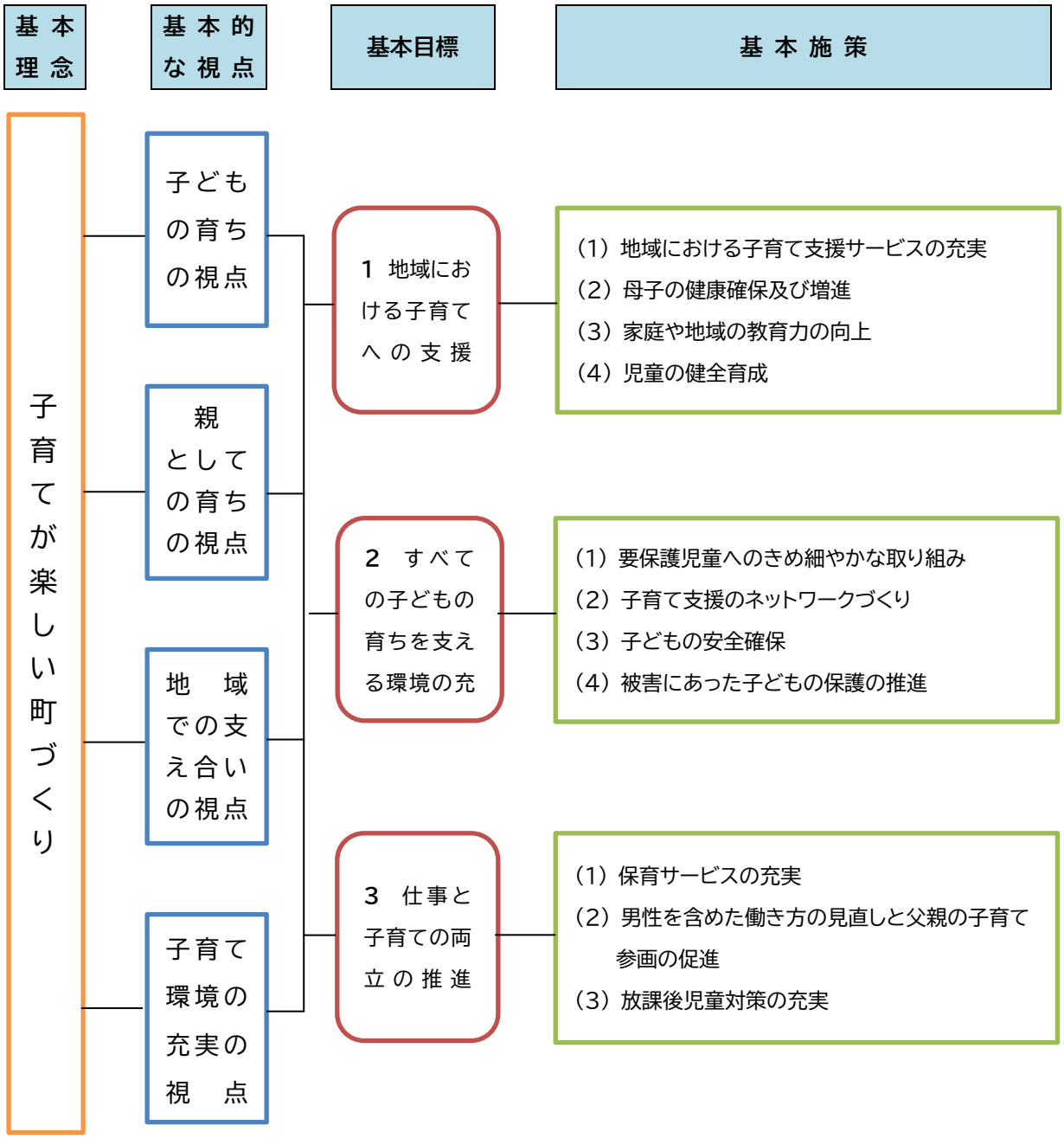

第4章　子ども・子育て支援事業計画

1　子ども・子育て支援制度の概要

（1） 制度の目的

本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された３つの法律（子ども・子育て関連３法（平成 24 年８月 22 日公布））に基づく新たな制度であり、平成 27 年度（平成 27 年４月）から施行されています。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に２法に伴う児童福祉法ほかの改正）

↓

平成 27 年４月　施行（制度スタート）

（2）　子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

① 子ども・子育て支援給付

種　　類	対象事業
（ア）施設型給付	幼稚園、保育所（園）、認定こども園
（イ）地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
（ウ）特例地域型保育給付	へき地保育所
（エ）児童手当（現金給付）	－

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
１号認定	３～５歳	なし（学校教育）	認定こども園（幼稚園機能）
２号認定	３～５歳	あり（保育認定）	保育所（園） 認定こども園（保育園機能）
３号認定	０～２歳	あり（保育認定）	保育所（園） 認定こども園（保育園機能） 地域型保育

② 地域子ども・子育て支援事業（19事業）

（1）利用者支援事業
（2）地域子育て支援拠点事業
（3）妊婦健診事業
（4）乳児家庭全戸訪問事業
（5）養育支援訪問事業
（6）子育て短期支援事業
（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
（8）一時預かり事業
（9）時間外保育（延長保育）事業
（10）病児・病後児保育事業
（11）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業
（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
（14）子育て世帯訪問支援事業
（15）児童育成支援拠点事業
（16）親子関係形成支援事業
（17）産後ケア事業
（18）妊婦等包括相談支援事業
（19）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

2 教育・保育提供区域の設定

○「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

○教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行います。

（1） 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

（2） 美幌町における教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法の基本指針において、町は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっており、設定した区域が、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとされています。

本町において、今後の教育・保育事業を実施する上で懸念されることは、提供区域内においてサービス不足が生じた場合です。

その場合、支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域がサービス過多の場合でも申請のある区域には新たに認可することになり、その結果アンバランスな施策配置になる可能性があります。

その他、新たな認定こども園等の設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可により、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などをできる限り回避する提供区域の設定が必要です。

こうしたことから、それぞれの区域特性、長所短所、上記の観点も踏まえ、基本となる提供区域は、「町全域」とします。

3 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）、確保の方策及び実施時期を次のとおり設定します。

【見込み量の考え方】

○ 保育の必要がない家庭や共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

（単位：人）

				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数			3～5歳	258	208	210	196	205
			1～2歳	132	146	136	131	128
			0歳	69	65	64	62	61
			計	459	419	352	389	394
見込み量	1号認定	認定こども園（幼稚園機能）	3～5歳	102	82	79	69	66
	2号認定	保育園(所) 認定こども園（保育園機能） 認可外保育園	3～5歳	175	145	152	142	154
	3号認定	保育園(所) 認定こども園（保育園機能） 認可外保育園	1～2歳	83	99	97	95	92
			0歳	21	24	24	24	24
	計			381	350	352	330	336
確保の内容	1号認定	認定こども園（幼稚園機能）	3～5歳	102	102	87	87	87
	2号認定	保育園(所) 認定こども園（保育園機能） 認可外保育園	3～5歳	223	223	184	184	184
	3号認定	保育園(所) 認定こども園（保育園機能） 認可外保育園	1～2歳	104	104	98	98	98
			0歳	18	18	27	27	27
	計			447	447	396	396	396

4 地域子ども・子育て支援事業の提供

（1） 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育 て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実施か所数	1か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

美幌町では、子育て世代包括支援センター「はぐのんの」において、妊娠・出産・子育てに関する様々な悩み・質問・相談など、利用者のニーズに対応した支援を行います。

今後は国が推進する児童福祉と母子保健の両機能の連携・協働をより一層深めるため「こども家庭センター」への移行を検討します。

（2） 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

これまでの実績をもとに設定しており、現状の体制を継続することで、量の見込みを確保することができます。

【確保の方策】 （量の見込み：ひと月あたり延べ利用者数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	250人回	250人回	250人回	250人回	250人回
確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

美幌町では、コミュニティセンター内に子育て支援センターを設置しています。子育て中の親子の交流や子育てに係る相談など、利用者のニーズに対応した支援を行います。

（3） 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を行う事業です

【見込み量の考え方】

出生見込み数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	65人	64人	62人	61人	59人
確保の内容	65人	64人	62人	61人	59人

美幌町では、一般健康診査14回分、超音波検診6回分について、健診料金の一部を公費で助成しています。また、健診のための産科医療機関に受診する際の交通費助成を行っています。

（4） 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることで、乳児家庭の孤立を防ぐことを目的とする事業です。

【見込み量の考え方】

出生見込み数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	69人	65人	64人	62人	61人
確保の内容	69人	65人	64人	62人	61人

美幌町では、生後4か月までの乳児がいる家庭に対し、保健師が全戸訪問しています。引き続き、全戸訪問を実施します。

（5） 養育支援訪問事業

妊娠や子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、さまざまな原因で養育支援を必要とする家庭を訪問等し、保健師による具体的な養育に関する相談・指導・助言等を行い、個々の家庭の抱える養育に関する問題の解決、軽減を図る事業です。

【見込み量の考え方】

推計児童数やこれまでの実績をもとに設定。

【確保の方策】 （延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	40人	40人	40人	40人	40人
確保の内容	40人	40人	40人	40人	40人

美幌町では、乳児家庭全戸訪問や各種健診等で養育支援が必要な家庭を早期に把握し、保健師による訪問相談や電話連絡などきめ細かな支援を行っており、引き続き実施していきます。

（6） 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です（原則として 7 日以内）。

【見込み量の考え方】

すべての家庭類型の 0～5 歳で、泊りがけで子どもを預けなければならなかった経験があり、「認可外保育施設やベビーシッター等を利用した」ことがある人、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」ことがある人の割合を推計児童数に乗じて算出した値に、利用したい平均日数を乗じて算出します。

【確保の方策】

美幌町では現在、ニーズも少なく事後実施可能な施設がないため、実施はありませんが今後の要望や状況に応じて検討します。

（7） 子育て援助活動支援事業

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方策】

美幌町では現在、事業は実施していませんが、アンケートによる事業ニーズは少ないですが、一時預かり及び病児病後児保育でのニーズが見受けられたため、今後の状況に応じて実施を検討していきます。

（8） 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所（園）、地域子育て支援センターその他の場所において、一時的に預かり、保育を行う事業です。

① 認定こども園（幼稚園機能）における在園児対象型

【見込み量の考え方】

1号認定に該当する人で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じて算出した値に利用したい平均日数を乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】 （延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	14,000人	11,500人	11,000人	10,000人	10,000人
確保の内容	14,000人	11,500人	11,000人	10,000人	10,000人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

美幌町では、私立認定こども園で実施しており、今後も各施設において事業が継続されることから、量の見込みに対する受け入れ人数の確保が可能です。

② 在園児対象型以外

【見込み量の考え方】

すべての家庭類型 0～5 歳で、「不定期の預かり」を利用したいと回答した人の割合に推計児童数を乗じた値に利用したい平均日数を乗じて算出した値から、1号認定による不定期利用分を除いて算出した年間のべ人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】 （延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	550人日	550人日	550人日	550人日	550人日
確保の内容					
確保の方策	520 人日	520 人日	520 人日	520 人日	520 人日
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

美幌町では、地域子育て支援センター（一部町立保育園でも受け入れ）で実施しており、今後も量の見込みに対する受け入れ体制を確保していきます。

（9） 時間外保育（延長保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所（園）等において保育を実施する事業です。（延長保育・休日保育等）

【見込み量の考え方】

共働き家庭もしくは共働きの意向がある家庭の0～5歳で、認可保育所（園）等を18時以降まで利用したい人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20人	20人	20人	20人	20人
確保の内容					
確保の方策	20人	20人	20人	20人	20人
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

美幌町では、私立認定こども園と認可外保育園が18時を超えた保育時間を設定しており、今後も家庭ニーズに応じた受け入れを継続します。

（10） 病児・病後児保育事業

児童が病気の回復期に至らない場合で、当面症状の急変が認められない場合、または病気の回復期であり集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育園等に併設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

【確保の方策】

美幌町では現在、事業は実施していませんが、アンケートによるニーズが見受けられたため、今後の状況に応じて関係機関と連携し実施を検討していきます。

（11） 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の考え方】

低学年、高学年で、今後、放課後に過ごさせたい場所として「学童クラブ（放課後児童クラブ）」を選択した人の割合を推計児童数に乗じて算出した人数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
【低学年】量の見込み	150人	150人	140人	140人	120人
確保の内容	150人	150人	150人	150人	150人
【高学年】量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
確保の内容	10人	10人	10人	10人	10人
施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

国の基準では、小学校6年生までを対象としますが、美幌町においては現在、保育教室の確保等の課題があり、対象は小学校3年生（旭学童保育所は4年生）までとなっていますので、今後対象児童の拡充に向け検討していきます。

（12） 実費徴収に伴う補足給付事業

特定教育・保育等に保護者が支払う費用などを助成する事業です。

【確保の内容】
美幌町では、保護者が特定教育・保育施設に支払う給食費を助成しています。
今後も、国の動向や保護者・園児の状況をふまえながら検討していきます。

（13） 多様な主体の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進することで、良質かつ適切な提供体制の確保を図る事業です。

【確保の内容】
美幌町では、現在の教育・保育施設により必要な定員を確保できていることから、新規参入に対する支援の必要性は低いと考えられます。今後は施設の状況等を踏まえ、必要に応じて対応を検討します。

（14） 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【確保の方策】
美幌町では現在、事業は実施していませんが、保健師や教育・保育関係者が訪問等により相談支援を行っています。訪問支援員の派遣等については、今後の状況に応じて実施を検討していきます。

（15） 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、当該子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、子ども及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を図る事業

【確保の方策】

美幌町では本事業に位置付けて事業は実施していませんが、類似事業として児童センターの設置や教育機関による進路等相談、民間団体による食事の提供を行っていますので、今後の状況に応じて事業の実施について検討していきます。

（16） 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

【確保の方策】

美幌町では本事業に位置付けて事業は実施していませんが、類似事業として子育て支援センターでは子育て講座、こども発達支援センターでは親講座を開催しています。今後の状況に応じて事業の実施について検討していきます。

（17） 産後ケア事業

出産後（退院後）、育児不安等により特に保健指導が必要な産婦と乳児を対象として、産科医療機関又は助産所における宿泊、通所もしくは訪問により、母体の管理や育児指導を行い、育児不安等の軽減を図る事業です。

【見込み量の考え方】

出生見込み数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】 （延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	82人	82人	82人	82人	82人
確保の内容	82人	82人	82人	82人	82人

美幌町では、必要に応じすぐに利用できるよう、妊娠中から支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関と連携し支援を行っております。引き続き、ニーズに即した必要な支援を行います。

（18） 妊婦等包括相談支援事業

母子保健コーディネーターを配置、地区担当保健師等と連携し妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行う事業です。

【見込み量の考え方】

出生見込み数やこれまでの実績をもとに設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	65人	64人	62人	61人	59人
確保の内容	65人	64人	62人	61人	59人

美幌町では、（1）利用者居支援事業としてすべての妊婦等と妊娠届出時、妊娠後期時に2回面談（アンケートは除く）を実施しています。引き続き、面談を行い相談支援を行います。

（19） 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備することを目的として、月一定時間までの利用可能時間の中で、就労要件を問わずに利用できる一時保育事業です。

【見込み量の考え方】

０歳6か月から3歳未満児の保育園等に通っていない児童数をもとに、月一定時間までの利用時間を乗じて算出した時間数もとに設定しています。

【確保の方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9,360時間	8,280時間	6,960時間	7,080時間	6,960時間
確保の内容	9,360時間	8,280時間	6,960時間	7,080時間	6,960時間
過不足	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

美幌町では、地域子育て支援センターの一時預かり事業と併用して実施しており、今後も量の見込みに対する受け入れ体制を確保していきます。

5 教育・保育の一体的提供の推進

（1） 認定こども園に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとされました。

本町では、従来あった私立幼稚園2園のうち1園は、平成31年度から幼保連携型認定こども園へ移行しました。また、もう1園は令和3年度から幼稚園型認定こども園へ移行しました。

（2） 教育・保育及び地域の子育て支援

すべての子どもは、豊かな愛情の中で心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。子どもが幸せに生活し、未来を生きる力を育てるために、質の高い幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援が求められています。

乳幼児期の子どもの発達は、さまざまな体験を基にして環境に働きかけ、環境との相互作用を通して豊かな心情及び意欲、態度を身につけ、新たな能力を獲得していく過程です。

特に重要なことは、人との関わりであり、愛情深く思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもの相互の関わりが十分に行われることです。

これらのことを踏まえ、支援の立場にある大人は、子どもの発達の特性や過程を理解するとともに、個人差を十分考慮し、発達及び生活の連続性に配慮した関わりが求められます。

家庭と地域のつながりが弱くなりつつある現状では、子育て家庭への施設の開放や親子の交流の場など、育児相談の場がますます必要となります。

質の向上のために、組織の中で定期的に教育・保育の内容を検討し、課題を把握するとともに、その改善に向けて具体的に取り組める体制づくりを推進します。

また、社会情勢を踏まえた上で、さまざまな課題に応じた研修を実施するとともに、自己研鑽しお互いに学び合い、幼児期の学校教育・保育や地域の子育て支援の充実を図ります

（3） 幼児期の学校教育・保育と小学校等との連携

幼児期は「学びの芽生え（無自覚な学び）」の時期であり、児童期は「自覚的な学び」の時期で、幼児期の教育・保育と小学校教育とでは学び方に違いがあります。

子どもたちが小学校入学時に壁を感じずスムーズに小学校生活を送るために、幼稚園・保育所（園）と小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

（4） 障がい児支援に係る施策との連携

子ども・子育て支援の体制整備に当たっては、児童福祉法等に基づく障がい児支援施策との緊密な連携を図ります。

また、早期の支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、障がい児支援担当部局との連携体制を確保するように努めます。

（5） 教育・保育施設の今後の方向性

町内の教育・保育施設等の方向性については、認可外保育園の閉園が予定されていることから、閉園後の園児の受け入れ態勢を確保していきます。

さらに、今後の児童数の推移が減少傾向にあることから、町内にある認定こども園2園の存続を前提として美幌・東陽保育園の再編や、休所しているへき地・季節保育所の老朽化及び児童数減少に伴う閉所などを検討していきます。

なお、美幌・東陽保育園の再編については、施設の面積や耐用年数等を考慮し美幌保育園への統合を基本に検討していきます。

第5章　計画の推進に向けて

1　計画の推進体制

本計画を実現していくためには、町の関係部局や関係機関の連携、家庭や地域、企業などの理解と協力、また、町民と行政の相互理解と適切な役割分担が必要です。このため、次のとおり計画の推進体制を整備し、子育て支援施策の充実と子どもの成長・発達に配慮するとともに、子どもの利益にも配慮しながら、計画に掲げた事業を推進します。

（1）庁内体制の整備

子ども・子育て支援事業計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育など広範囲にわたっていることから、様々な部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

（2）計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握し、達成状況を確認する必要があります。

そのため、各年度において実施状況を把握、点検し計画の着実な推進を　目指します。

2　計画の点検・評価・改善

本計画の策定後も、子育て中の保護者や学識経験者、児童福祉の関係機関等の代表者で構成する次世代育成支援推進協議会を開催し、様々な視点からの意見を求めるとともに、計画の進捗状況の点検や評価、社会経済情勢の変化に応じた事業内容の改善などを行い、その内容についても町のホームページ等などを活用して広く町民に公表していきます。

3　国の政策動向及び計画の見直し・追加検討について

子ども・子育て支援事業計画（第3期）においては、第2期策定時の考え方を前提とし、近年の国の政策動向を踏まえた内容を反映することとされていますので、本計画においても見直し・追加検討を行っております。

資　料　編

美　幌　町
子ども・子育て支援事業計画」策定の
ためのアンケート調査報告書

令和6年9月

美幌町

1 調査の目的

美幌町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学校就学している子どもの保護者を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査票の種類	対象者	配付数
未就学児の保護者用	町内在住の就学前の子どもの保護者 （令和6年4月1日現在）	419 名
小学生の保護者用	町内在住の小学生の保護者 （令和6年4月1日現在）	300 名

2 調査の方法

調査票は郵送し、回収は郵送または WEB により実施しました。

3 調査期間

令和6年2月9日から3月5日までとして実施しました。
※3月5日以降に届いた分も全て集計に含めております。

4 回収数と回収率

調査の種類	配付数	回収数			回収率
			郵送	WEB	
未就学児の保護者用	419 名	196名	100 名	96 名	46.8%
小学生の保護者用	300 名	131名	60 名	71 名	43.7%
合　　計	719 名	327名	160 名	167 名	45.5%

5 集計結果の概要

集計結果の概要については、次ページ以降のとおりです。なお、留意点は以下のとおりです。

① 比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。
　従って、合計が100%を上下する場合があります。
② 基数となるべき実数は、「n＝〇〇〇」として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
③ 【複数回答】とある問いは、1人の回答者が2つ以上の回答をしても良い問いであるため実数nは回答総数としています。
④ 文中、図表中の選択肢の文言は作図等の都合により一部簡略化しています。
⑤ 問いの中には「～に〇を付けた方にうかがいます。」など、いろいろな制限を設けている問いもあり、回答者が少なく、有意性の低いものも含まれます。

お住まいの地域について 【共通】

問　あなたがお住まいの地区を小学校区でお答えください。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

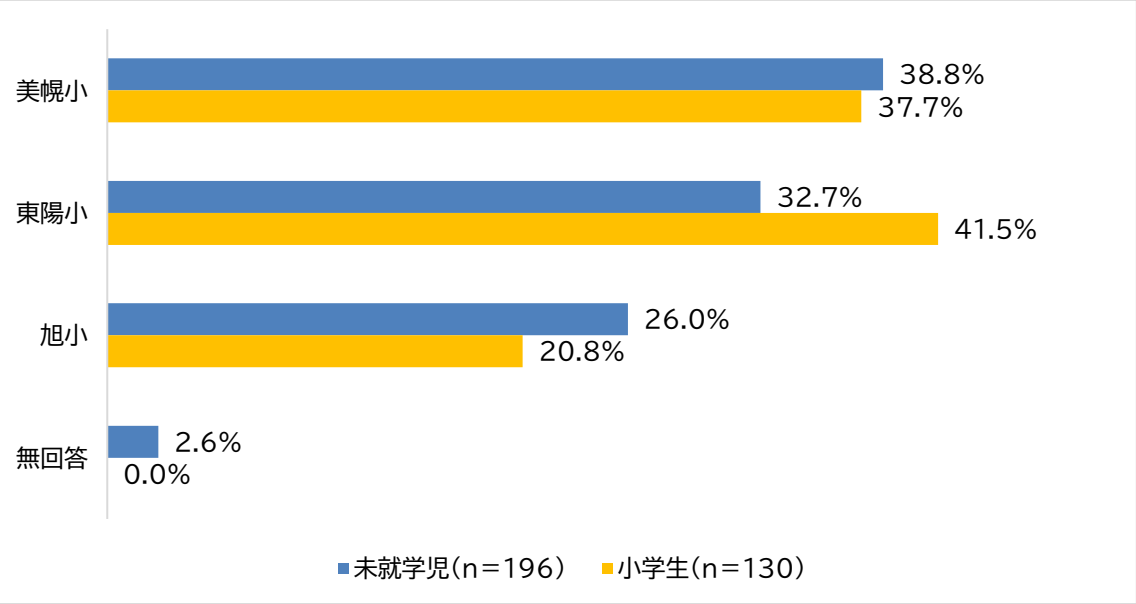

未就学児は、「美幌小」がもっとも多く、次いで「東陽小」、「旭小」の順になっています。
小学生は、「東陽小」がもっとも多く、「美幌小」、「旭小」の順になっています。

お子さんとご家族の状況について 【共通】

問　宛名のお子さんの生年月をご記入ください。

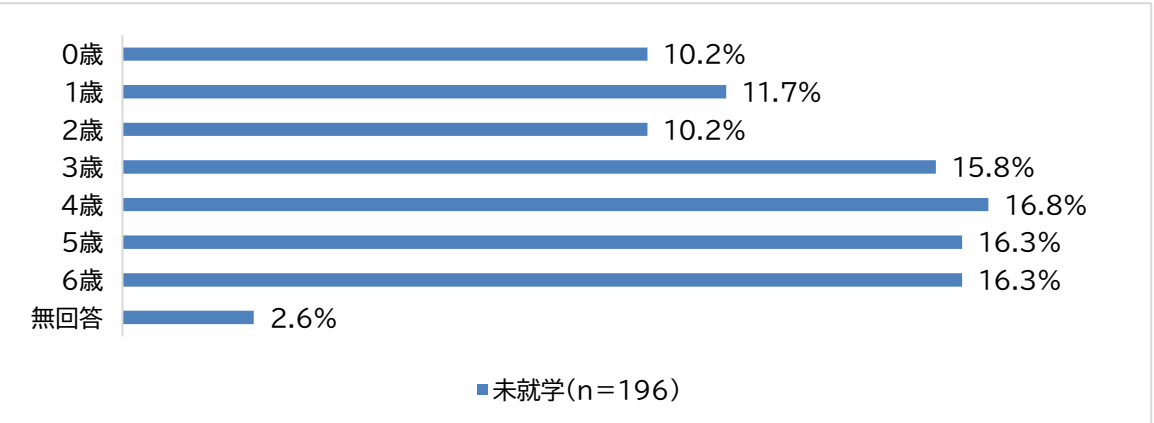

未就学児は、「4歳」がもっとも多く、次いで「5歳」と「6歳」、「3歳」となっており、「3歳」未満は若干少なくなっています。

問　宛名のお子さんの学年をご記入ください。

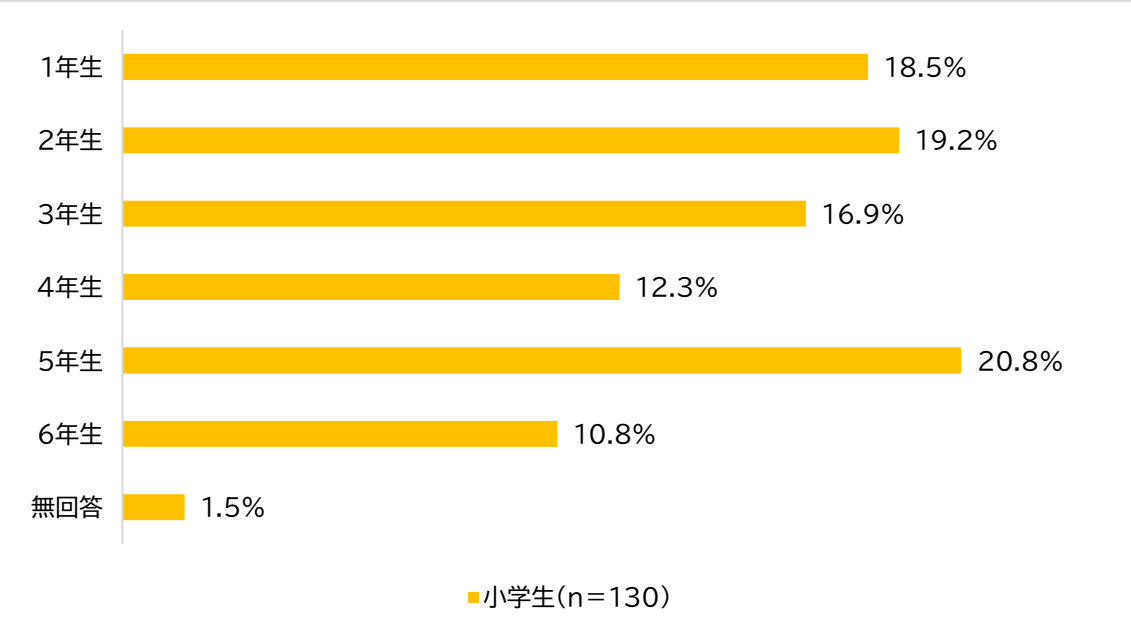

小学生は、「6年生」と「4年生」が若干少ないですが、1年生から3年生、5年生は概ね同程度となっております。

問　宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。

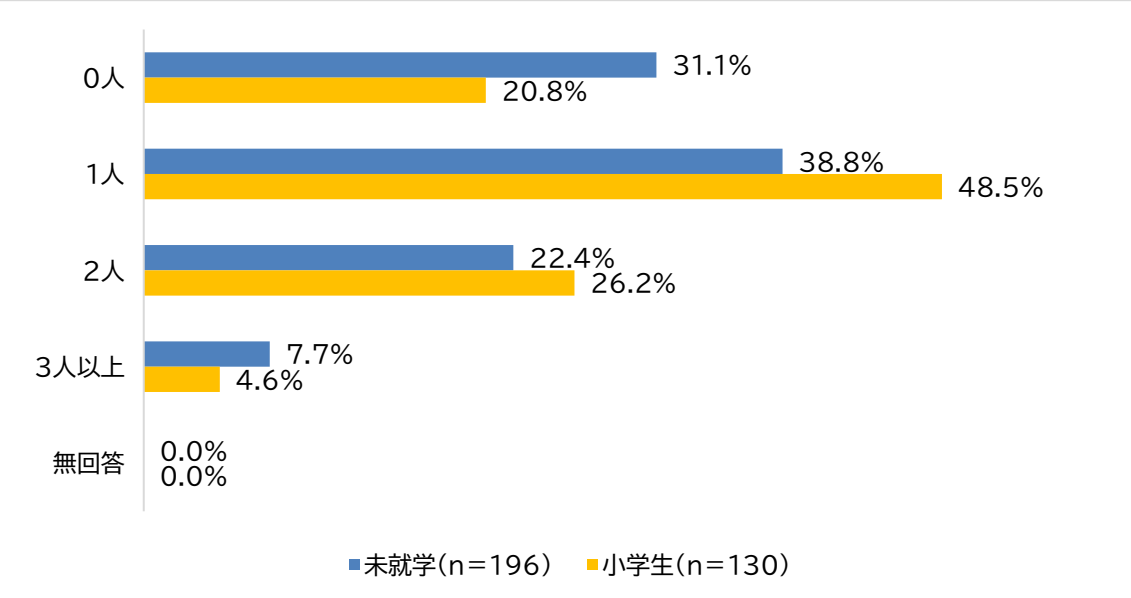

未就学児は、「1人」が最も多く、次いで「2人」、「0人」、「3人以上」の順になっています。
小学生は、「1人」が最も多く、次いで「2人」、「0人」、「3人以上」の順になっています。

問　この調査票にご回答いただく方はどなたですか。

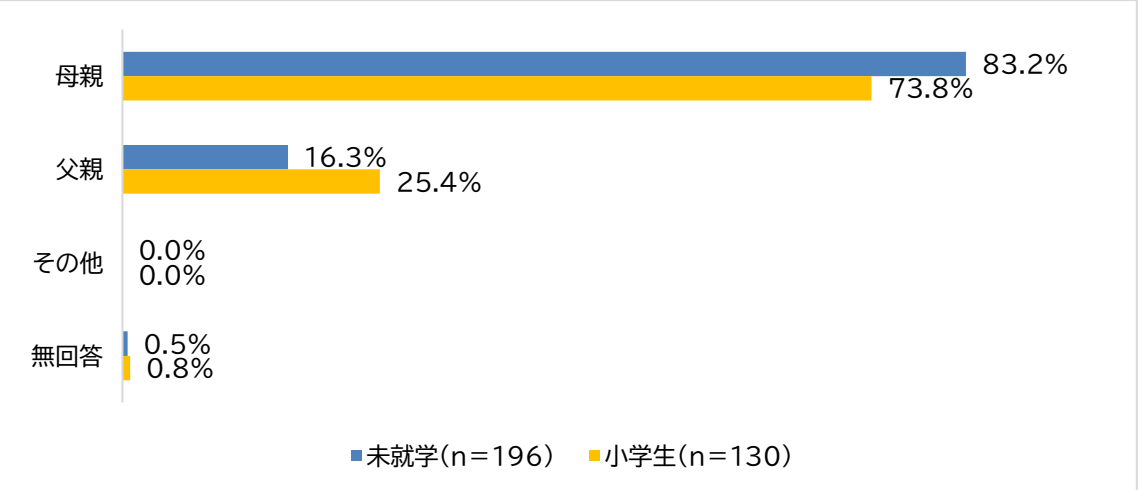

未就学児・小学生ともに、「母親」の回答が多くを占めており、「父親」は2割程度となっています。

問　この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。

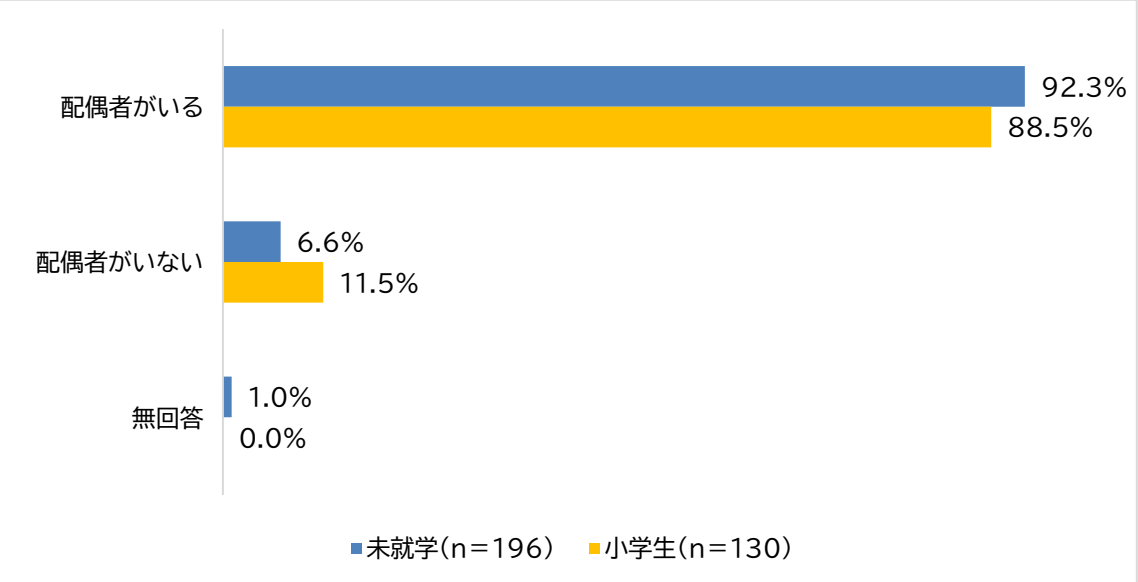

未就学児・小学生ともに、「配偶者がいる」の回答が約9割を占めており、「配偶者がいない」は1割程度となっています。

問　宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。

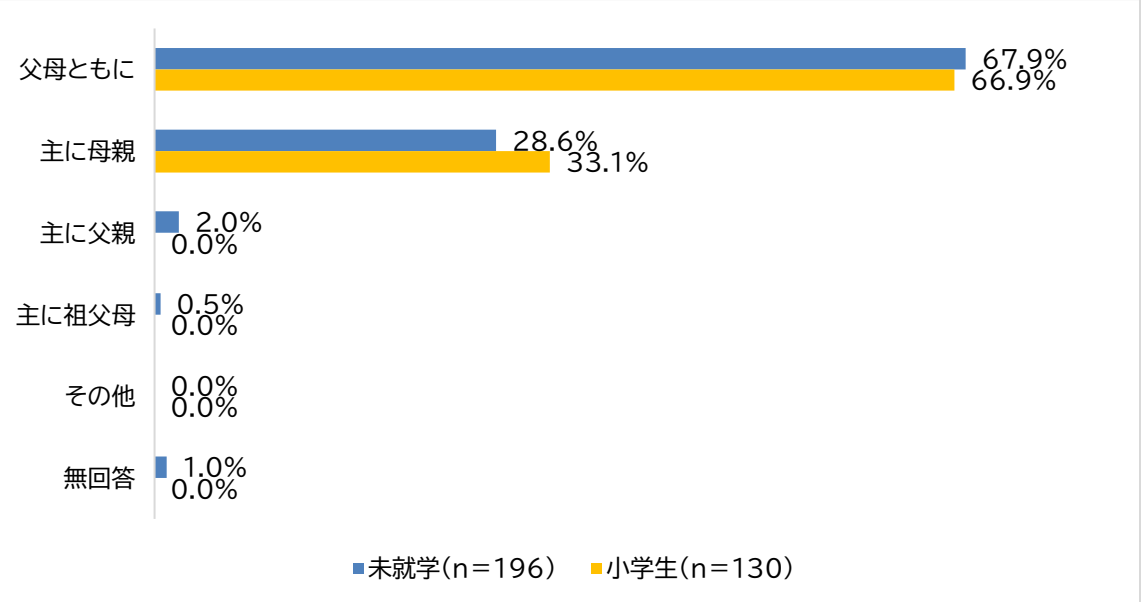

未就学児・小学生ともに、「父母ともに」の回答が約7割を占めており、次いで「主に母親」の回答が約3割を占めています。

子どもの育ちをめぐる環境について

問　宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。【複数回答】

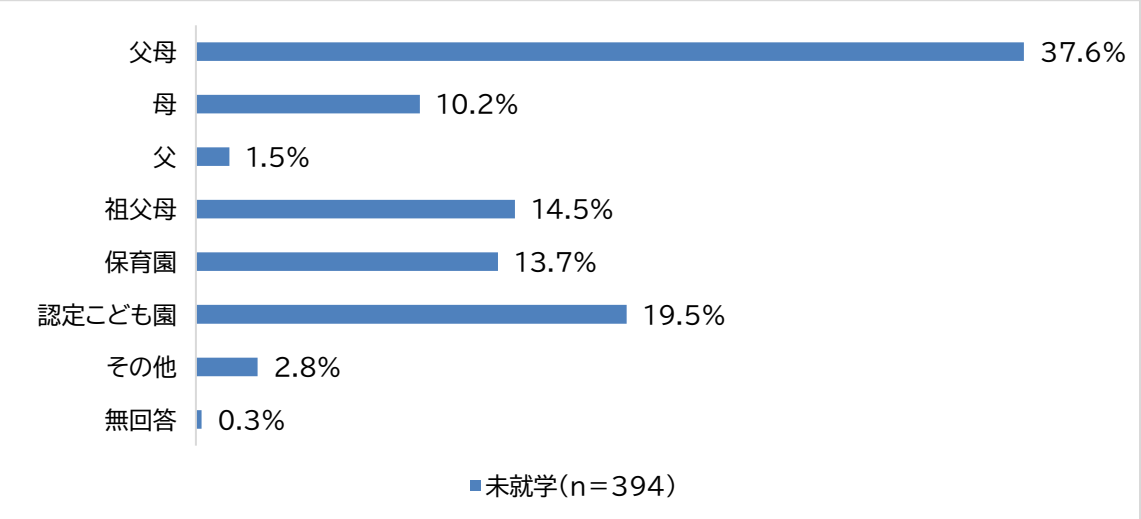

未就学児のみの設問であり、「父母」の回答が約4割を占めており、次いで施設である「認定こども園」と「保育園」を合わせると3割、次いで祖父母の順となっています。

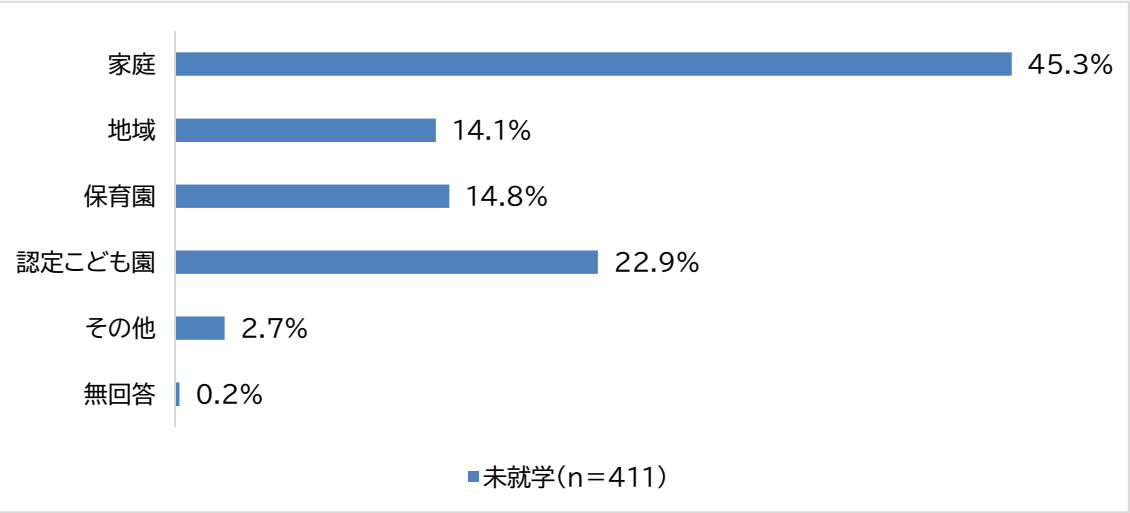

未就学児のみの設問であり、「家庭」が最も多く、次いで施設である「認定こども園」「保育園」、「地域」の順となっています。

問　日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。【複数回答】

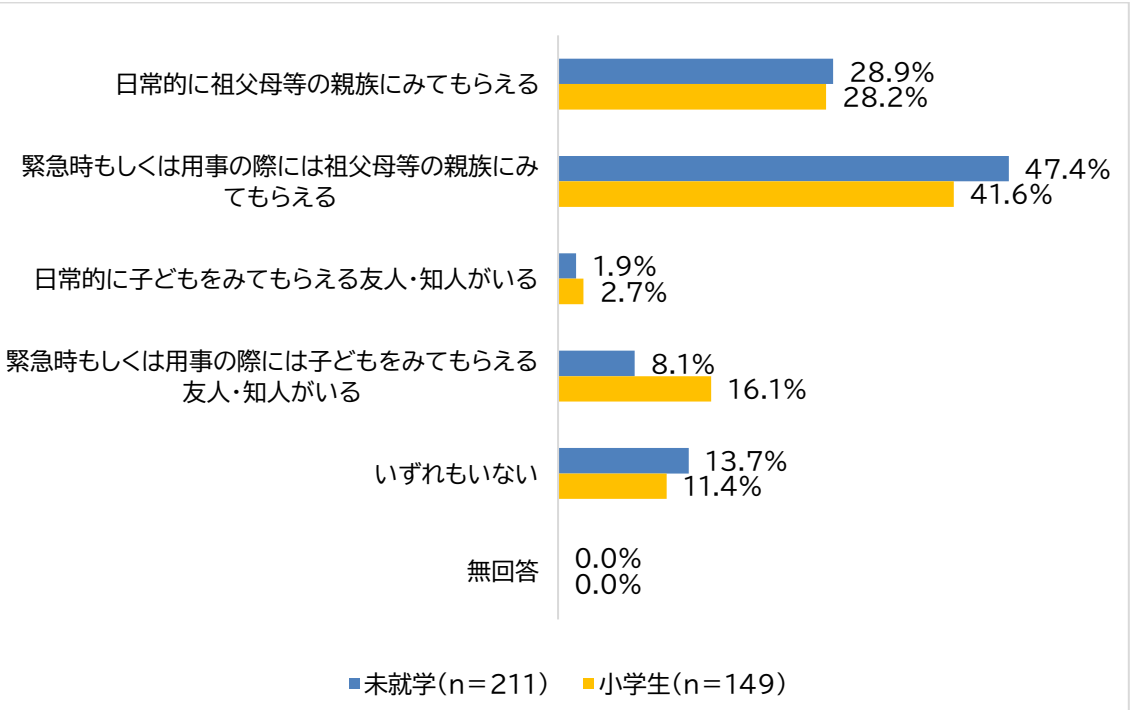

未就学児・小学生ともに、「日常的にいる」「緊急時にはいる」の「祖父母・親族」が多く占めており、小学生になると若干「日常的にいる」「緊急時にはいる」の「友人・知人」が多くなっていまが、「いずいれもいない」が1割を超えています。

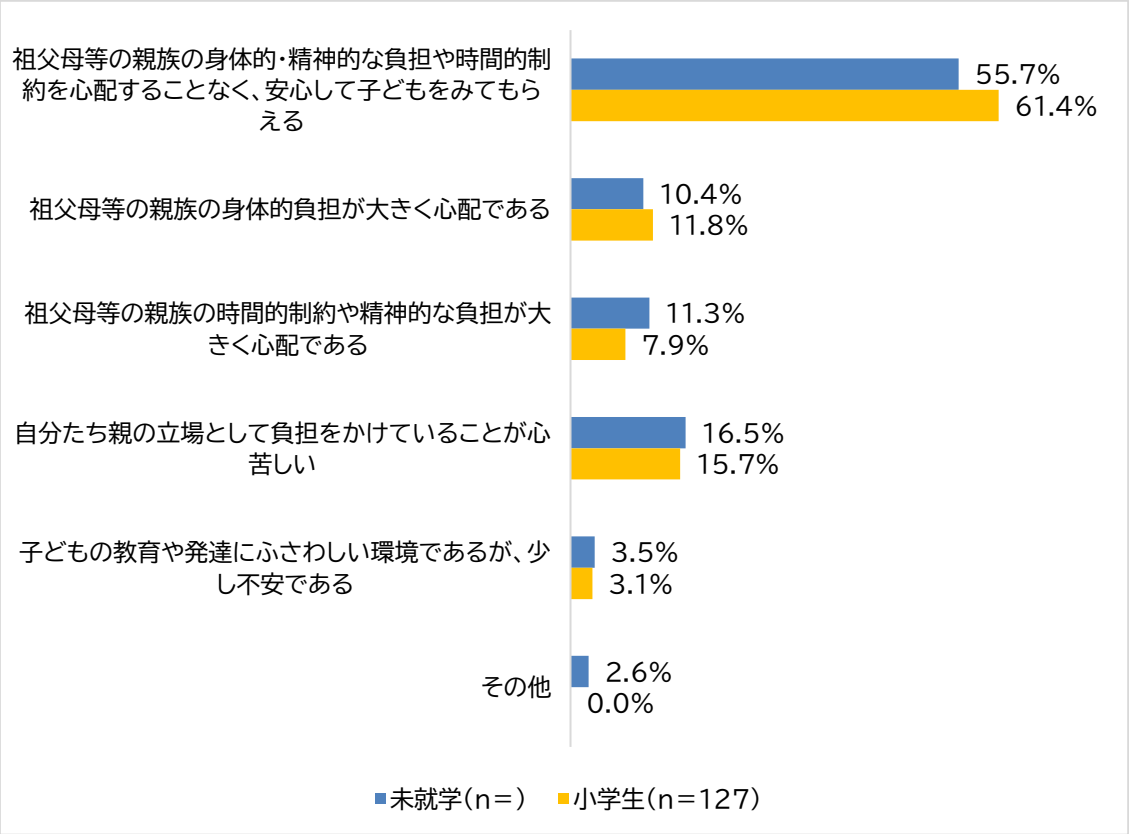

未就学児・小学生ともに、「祖父母等の親族に安心してみてもらえる」の回答が5割から6割を超えており、次いで、「負担をかけていることが心苦しい」の回答となっています。

問　前問で「友人・知人にみてもらえる」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。【複数回答】

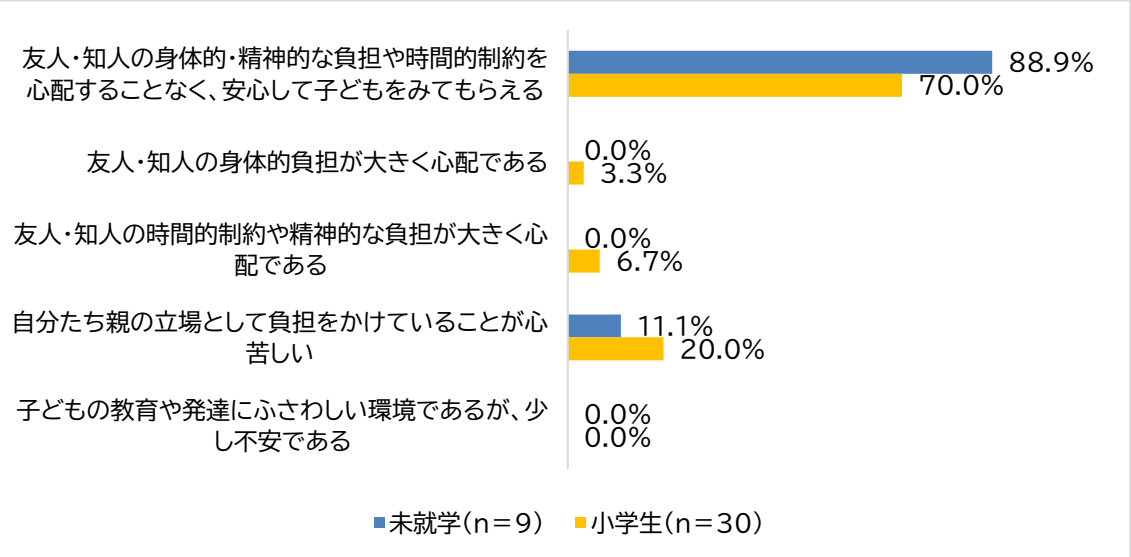

未就学児・小学生ともに、「友人・知人等に安心してみてもらえる」の回答が多くを占めており、次いで、「心苦しい」の回答となっています。

問　宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人（配偶者・パートナー以外）・場所はありますか。

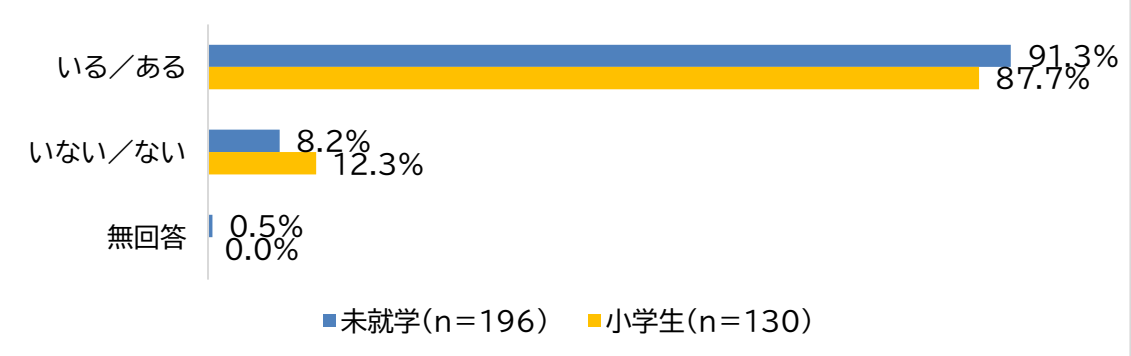

未就学児・小学生ともに、約9割の方が、子育てを気軽に相談できる人（場所）があると回答しています。

問　前問で「1.いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。

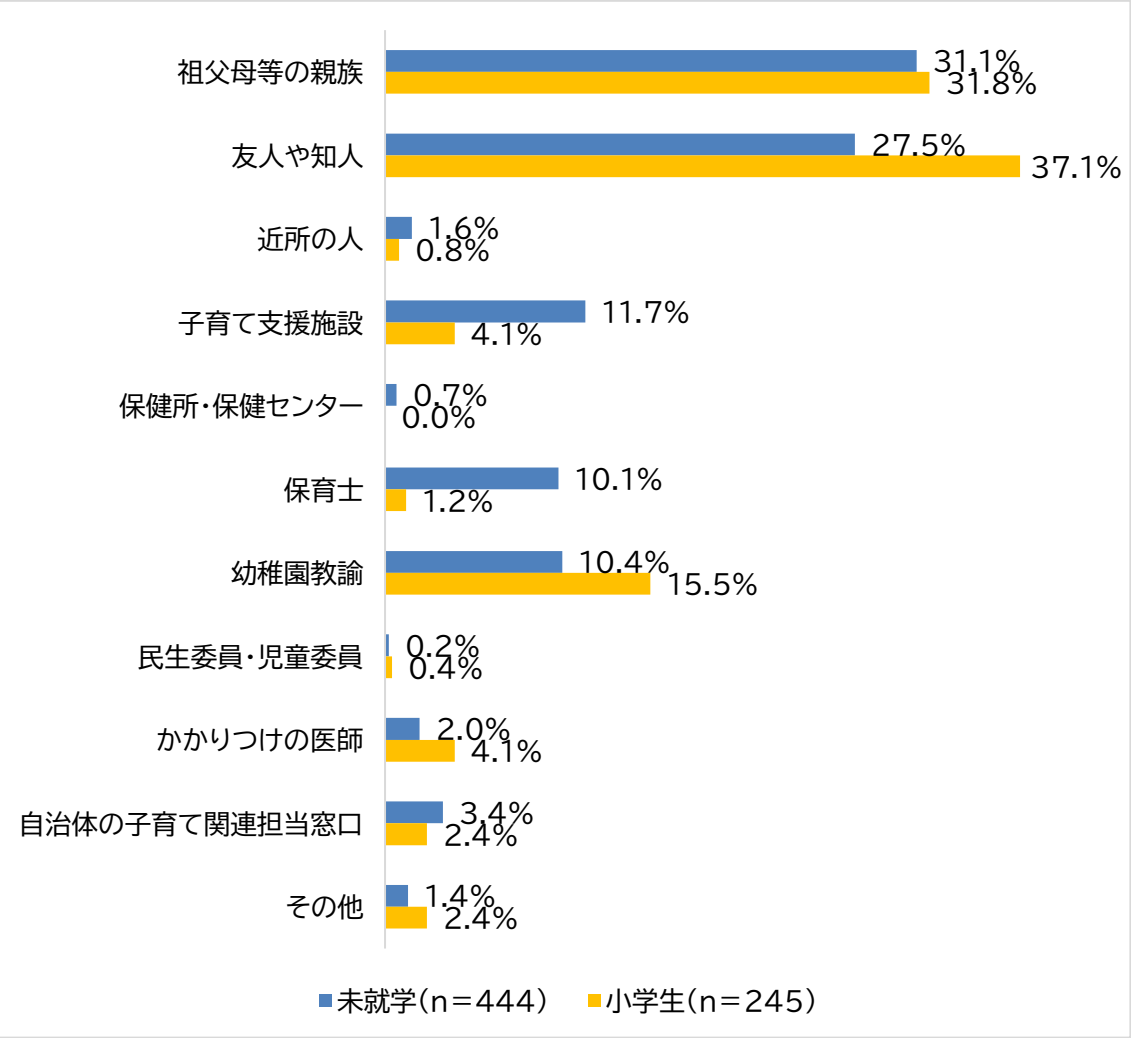

未就学児・小学生ともに、「祖父母等の親族」「友人や知人」の回答が約6割から7割を占めています。次いで、未就学児は、「幼稚園教諭」「保育士」「子育て支援施設」の回答が約1割を占めており、小学生は、「教師等」の回答となっています。

保護者(父親)の就労状況について 【共通】

問　宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。

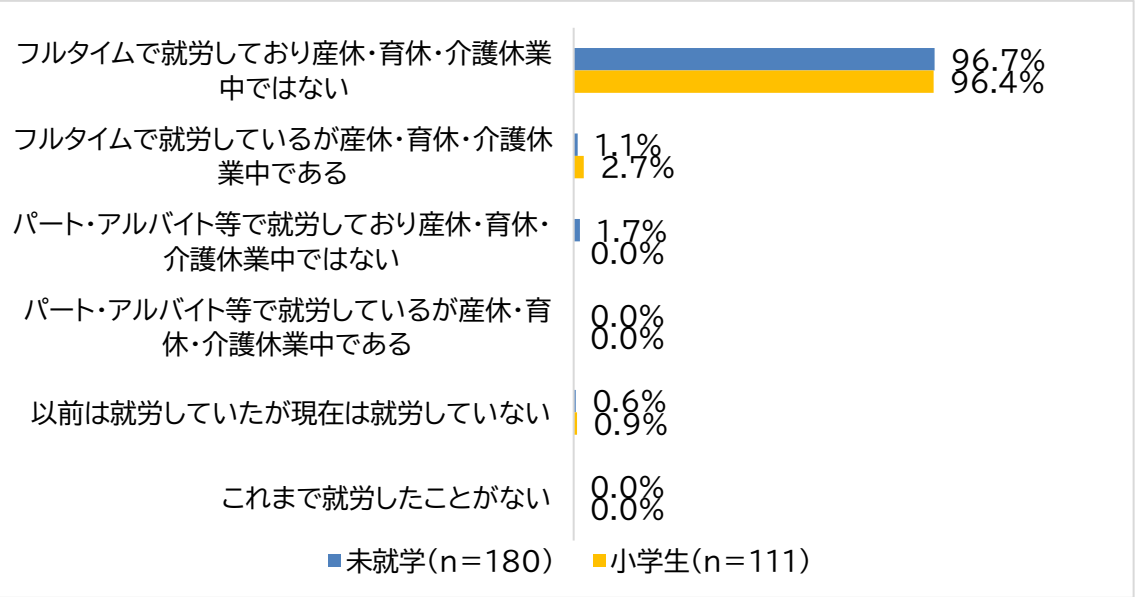

未就学児・小学生ともに、「フルタイム就労」が最も多くなっています。

保護者(母親)の就労状況について 【共通】

問　宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。

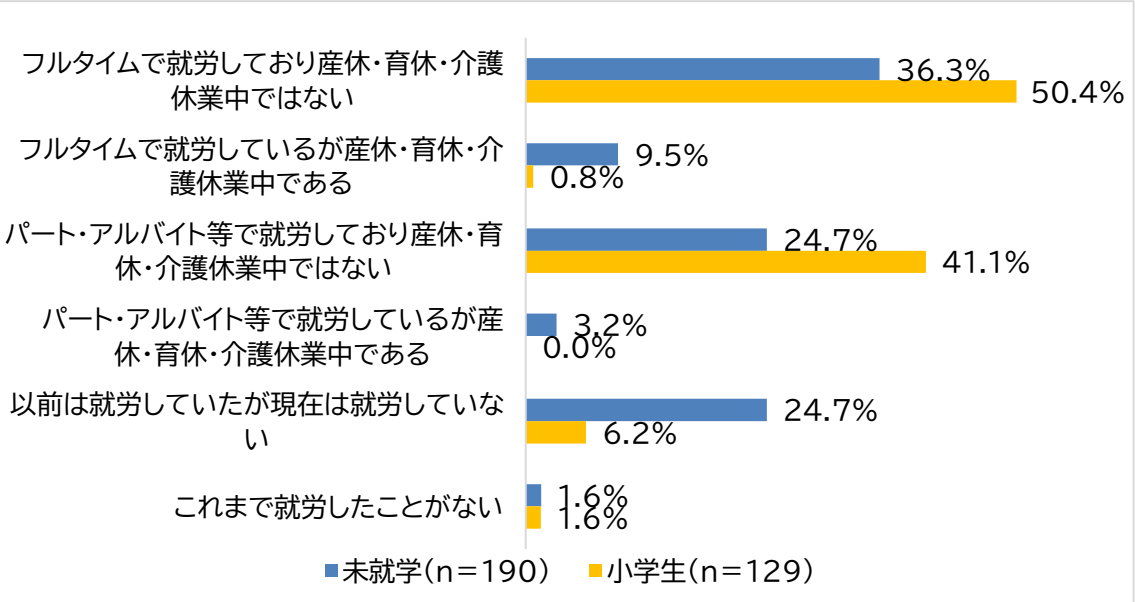

未就学児、小学生とも「フルタイム」が最も多く、次いで「パート・アルバイト等」となっている。
未就学児は「育休中」よりも「現在就労していない」が多い結果となっている。

問　前問で「パート・アルバイト等で就労している」に○をつけた方にうかがいます。フルタイムへの転換希望はありますか。

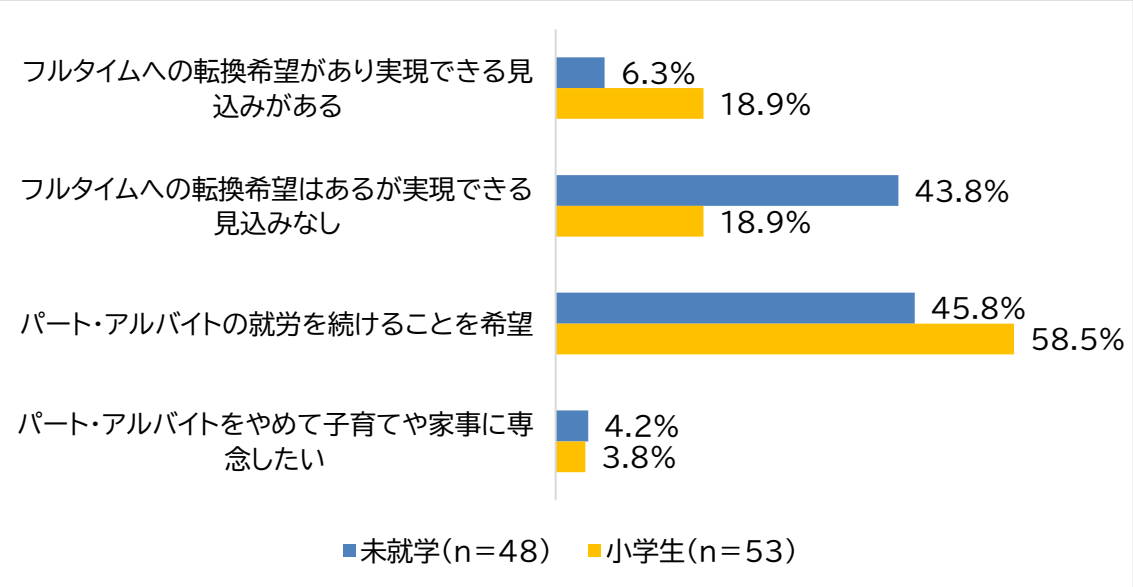

未就学児、小学生とも「パート・アルバイト等の就労継続の希望」がもっとも多いが、未就園児では「フルタイムへの転換希望があるが見込みなし」が次いで多い順となっている。

問　前問で「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。就労したいという希望はありますか。

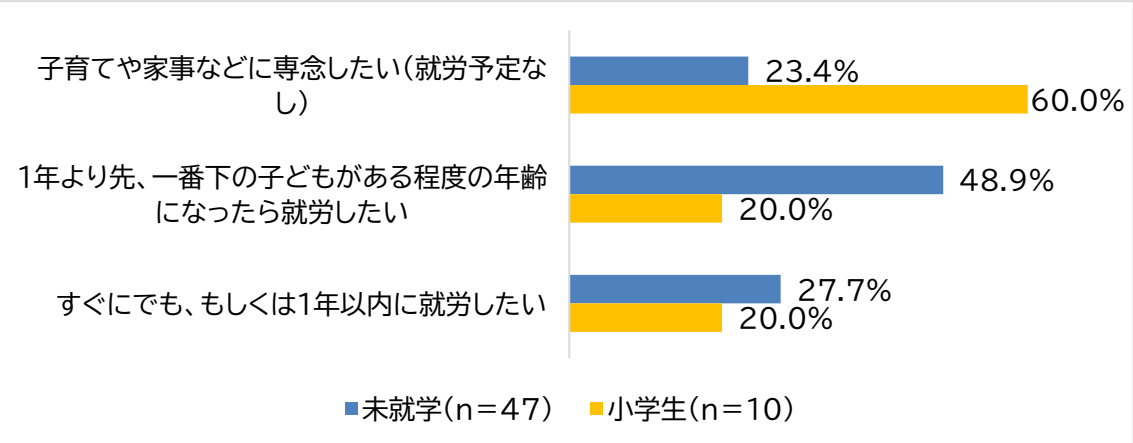

未就学児は、「一番したの子どもがある程度の年齢になれば就労したい」の回答が約5割と最も多く、次いで「すぐ、もしくは1年以内に就労したい」と続いており、小学生は、「就労予定なし」が6割となっています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について【未就学児のみ】

問　宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

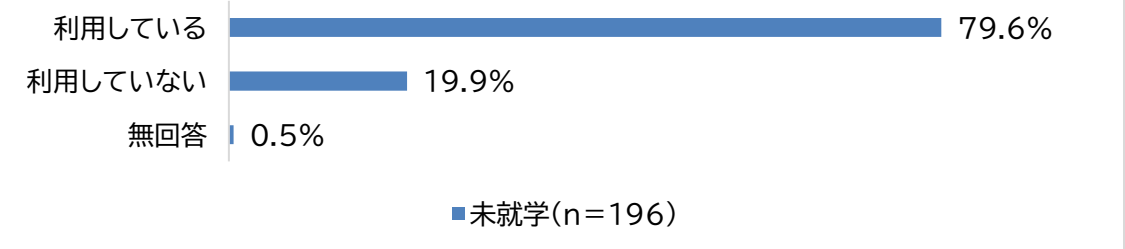

「幼稚園・保育所などを利用している」の回答が約8割を占めており、「利用していない」の回答が約2割となっています。

問　前問で「利用している」に○をつけた方にうかがいます。
宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。【複数回答】

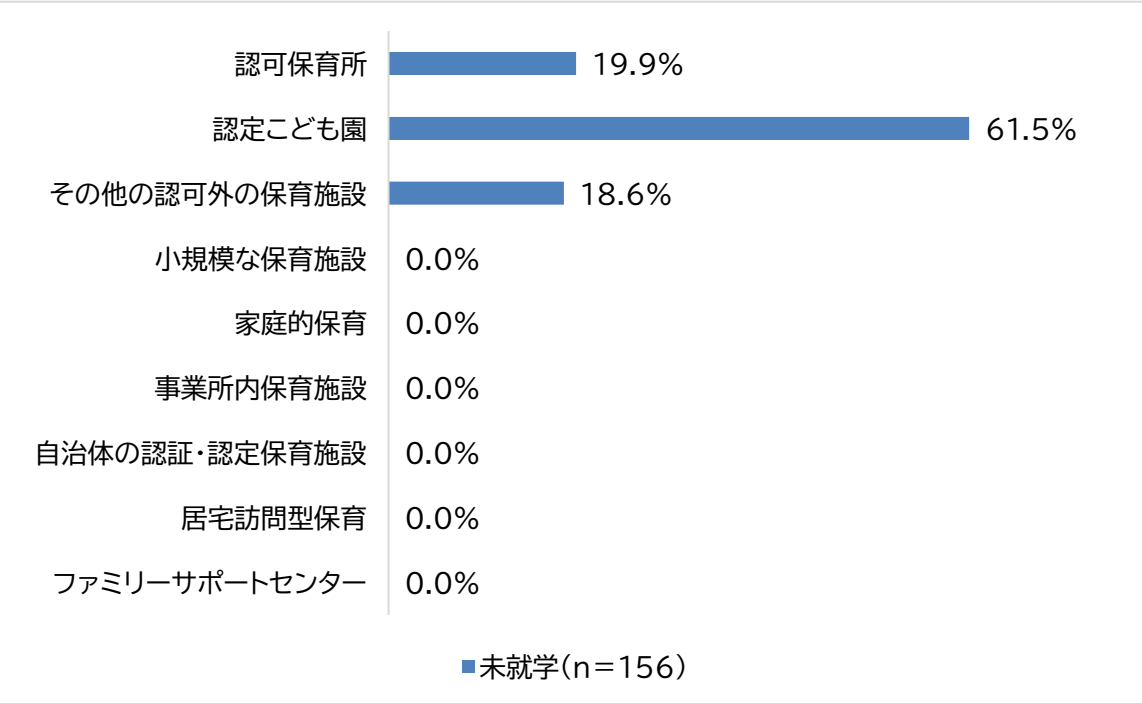

定期的に利用している施設は、「認定こども園」「認可保育所」「認可外保育所」の順となっています。

問　前問で「利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。【複数回答】

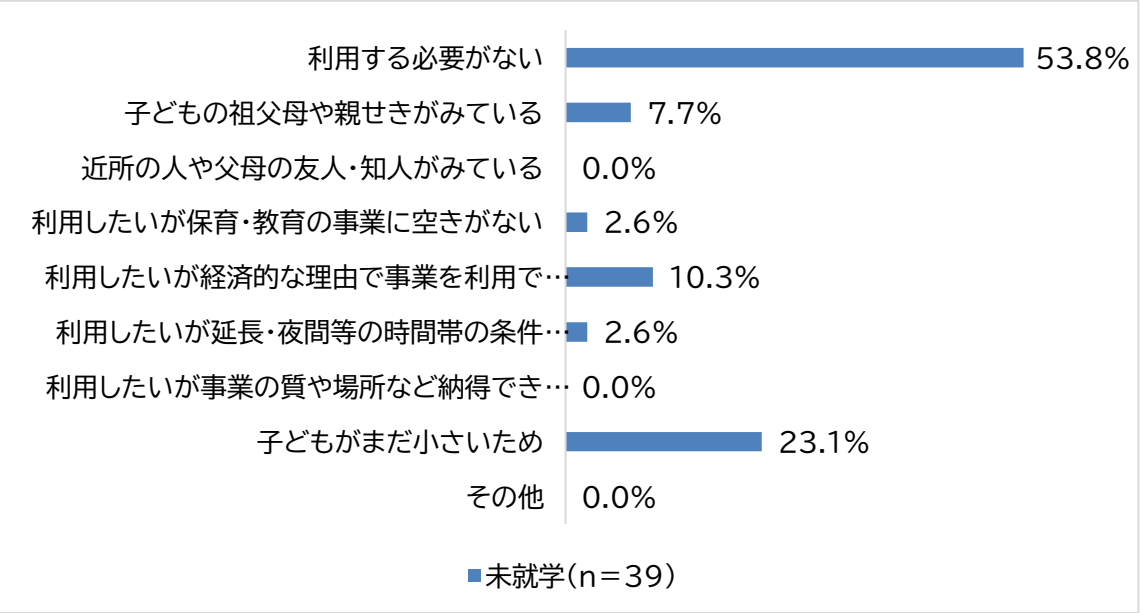

利用していない理由は、「必要がない」が最も多く、次いで「まだ小さいため」と続いており、この2つが主な理由となっています。

地域の子育て支援事業の利用状況について 【未就学児のみ】

問　宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」等と呼ばれています）を利用していますか。【複数回答】

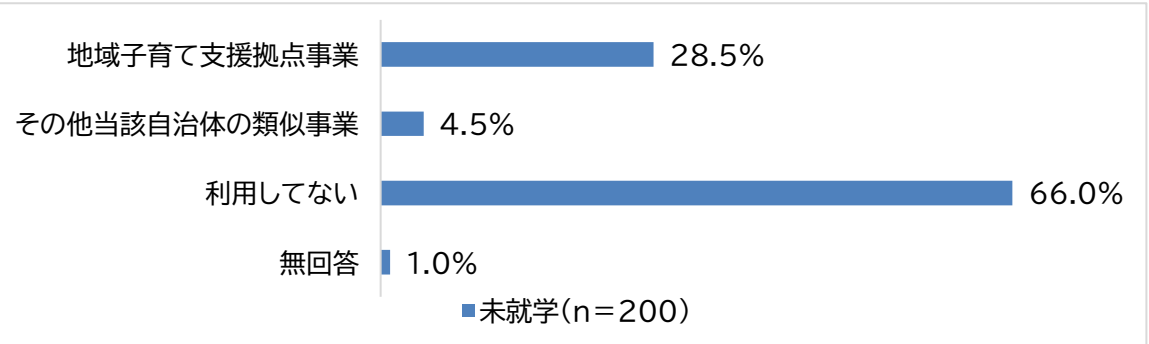

子育て支援センターの利用状況は、「利用している」は約3割を占めており、「利用していない」が約7割を占めている状況となっています。

問　前問のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。

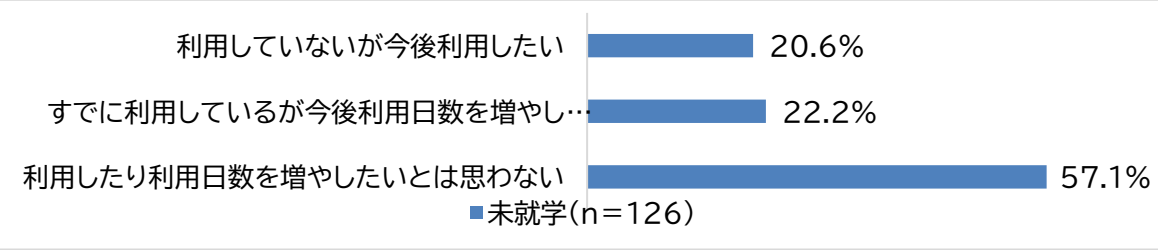

子育て支援センターの今後の利用意向は、「今後利用したい」「利用を増やしたい」が約2割を占めており、「利用しない等」は約6割を占めている状況となっています。

問　下記の事業及び施設で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。

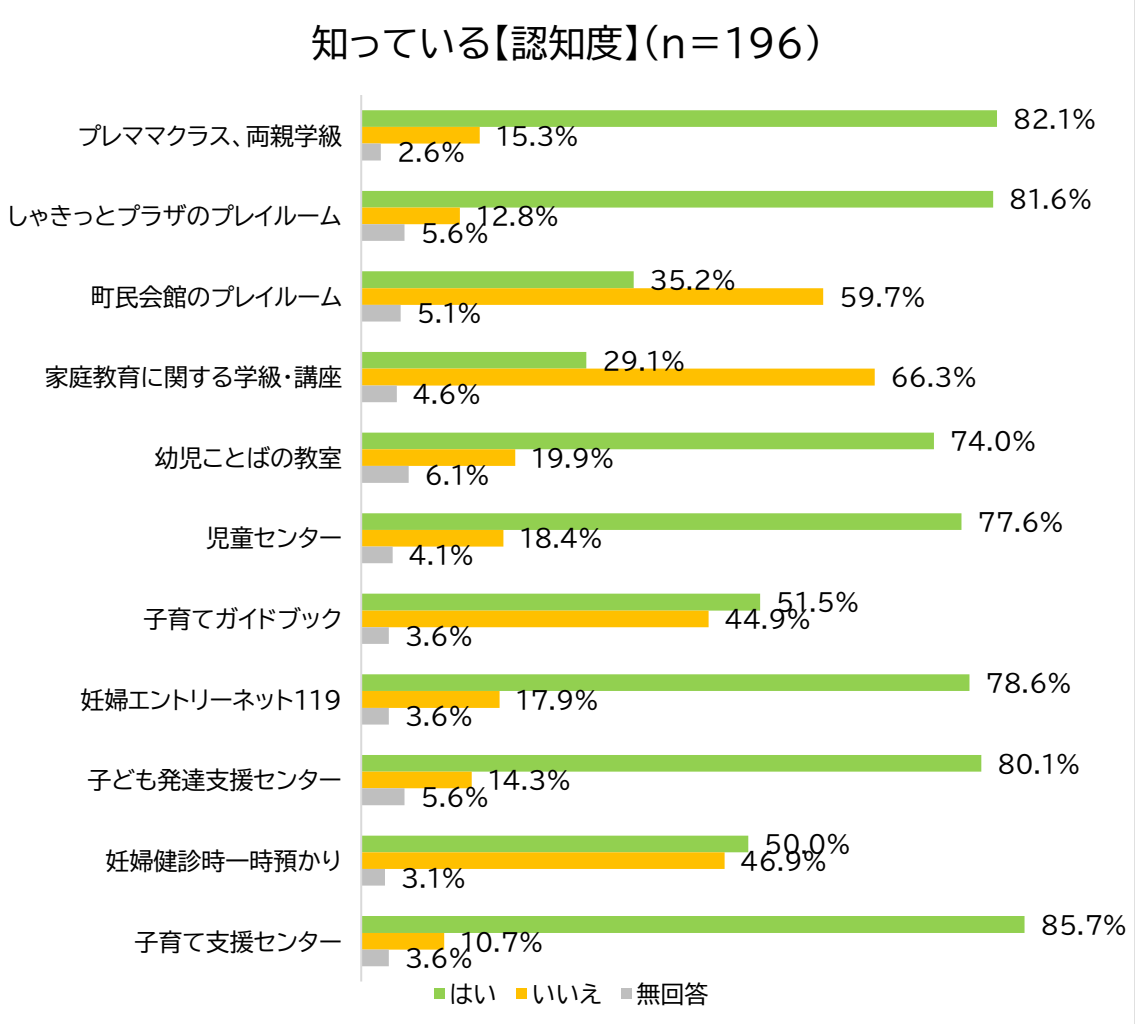

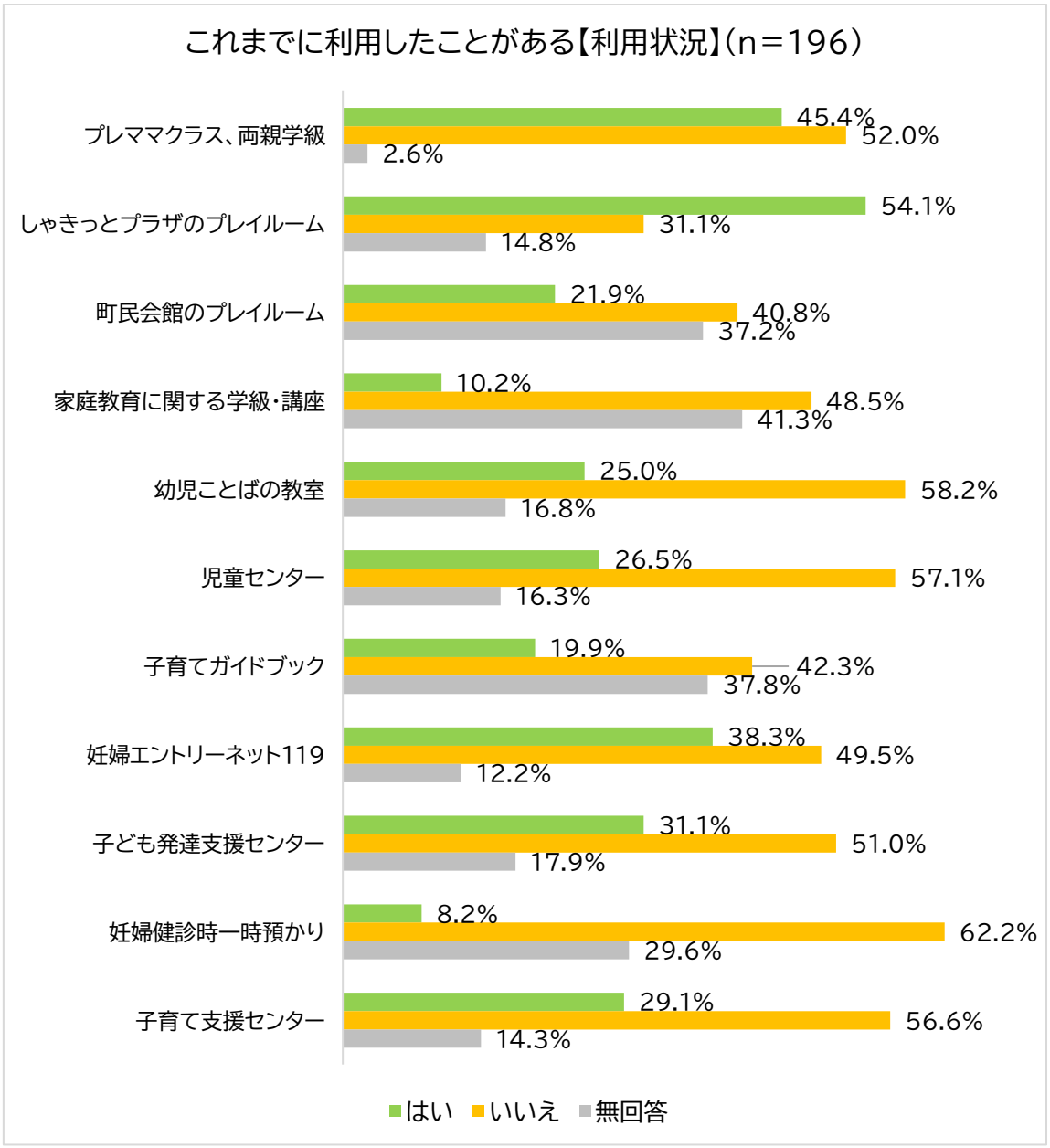
これまでに利用したことがある【利用状況】(n＝196)
プレママクラス、両親学級
45.4%
52.0%
2.6%
しゃきっとプラザのプレイルーム
54.1%
31.1%
14.8%
町民会館のプレイルーム
21.9%
40.8%
37.2%
家庭教育に関する学級・講座
10.2%
48.5%
41.3%
幼児ことばの教室
25.0%
58.2%
16.8%
児童センター
26.5%
57.1%
16.3%
子育てガイドブック
19.9%
42.3%
37.8%
妊婦エントリーネット119
38.3%
49.5%
12.2%
子ども発達支援センター
31.1%
51.0%
17.9%
妊婦健診時一時預かり
8.2%
62.2%
29.6%
子育て支援センター
29.1%
56.6%
14.3%
はい
いいえ
無回答

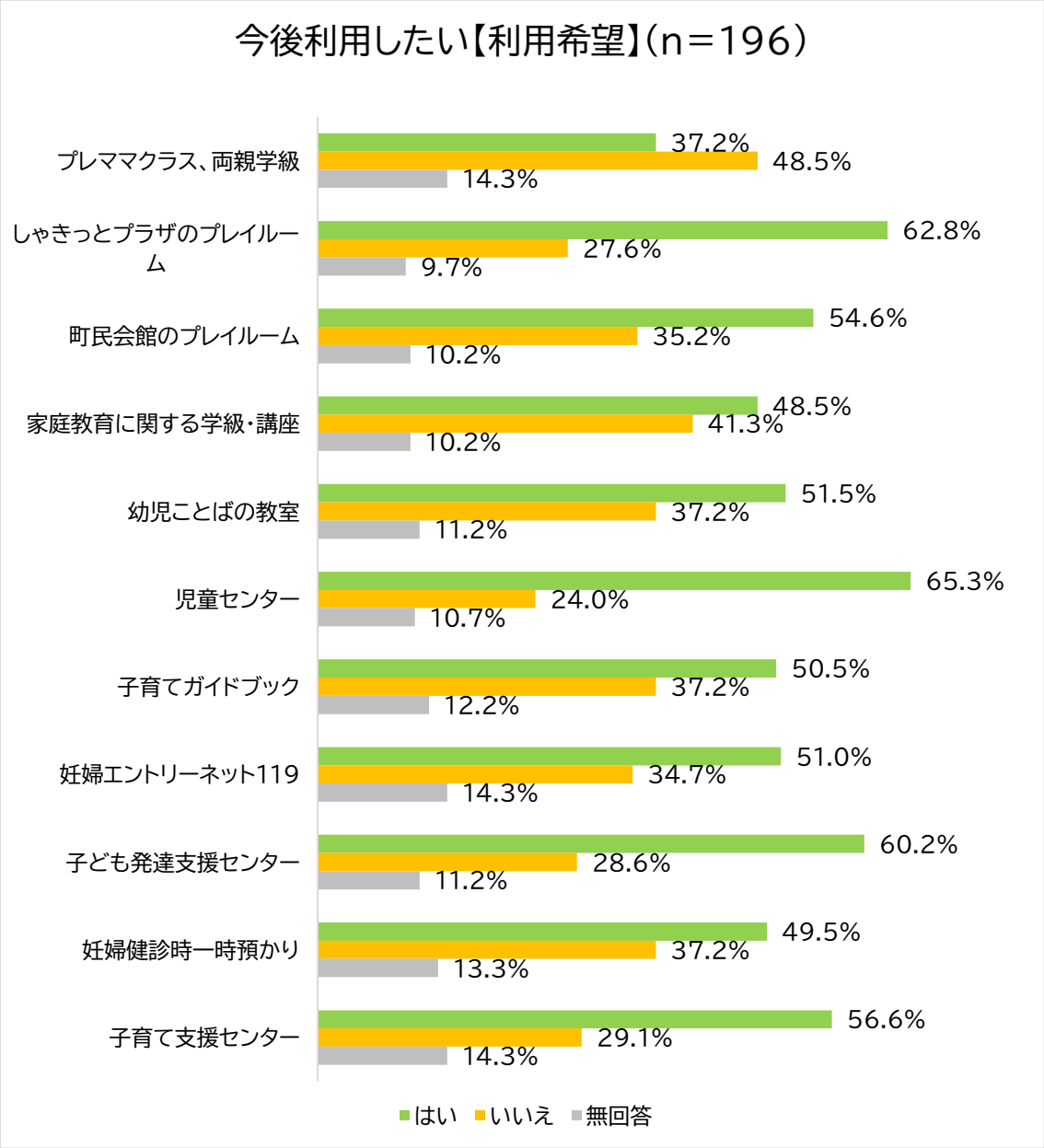

概ね全ての事業(施設)の認知度は8割と高いですが、「町民会館のプレイルーム」や「家庭教育に関する学級・講座」は約3割となっております。

利用状況では、「プレママクラス」「しゃきっとプラザのプレイルーム」「妊婦エントリー119」は利用したことがあるが約4割を超えていますが、その他の事業(施設)は利用したことがないが多い状況となっています。
今後の利用希望では、概ねすべての事業(施設)が半数を超えています。

土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について 【未就学児のみ】

問　宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか。

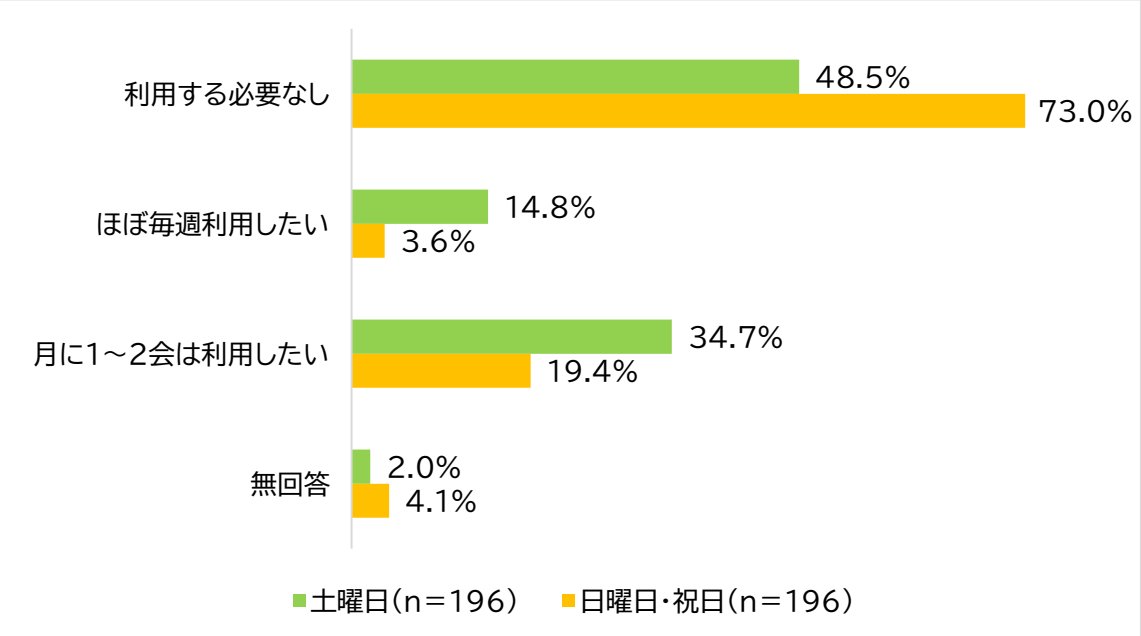

土曜、日曜日・初日ともに、「利用する必要なし」が最も多く、次いで、「月1～2回の利用」と続いている状況となっています。

問　「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。

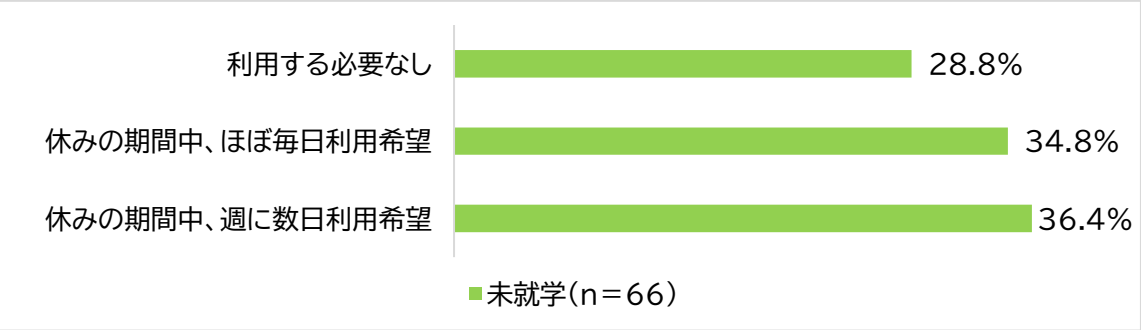

長期休暇期間中の利用では、「数日程度の利用」「ほぼ毎日」「利用する必要なし」の順となっており、割合はほぼ横並びとなっている状況となっています。

放課後の過ごし方について 【小学生のみ】

問　宛名のお子さんについて、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごしていますか。【複数回答】

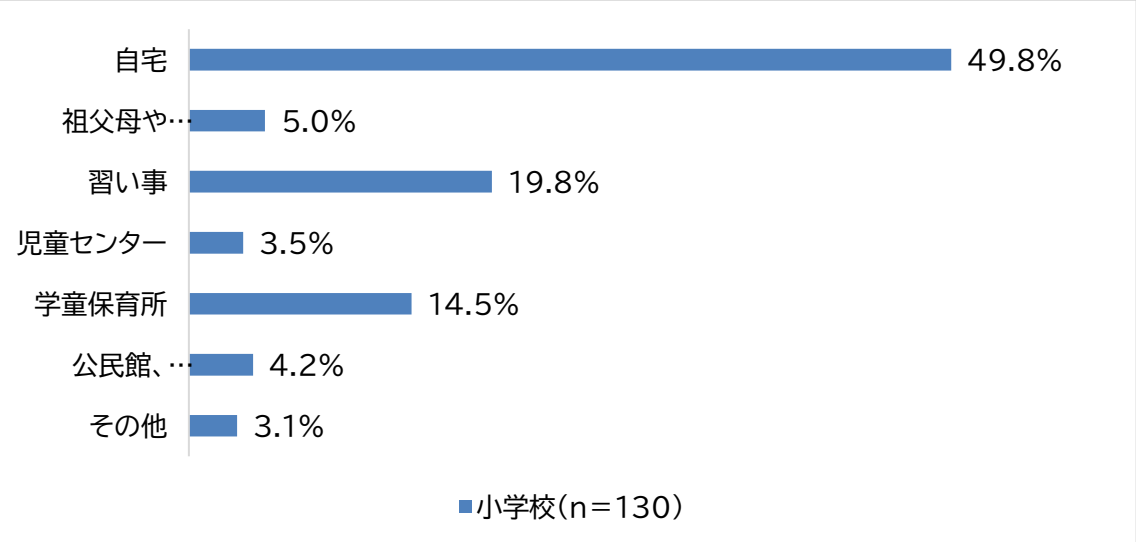

平日の小学校終了後の放課後の過ごし方は、「自宅」が約5割を占めており、次いで「習い事」「学童保育所」の順となっています。

問　前問で「学童保育所」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんについて、土曜日、日曜日・祝日に、学童保育の利用希望はありますか。

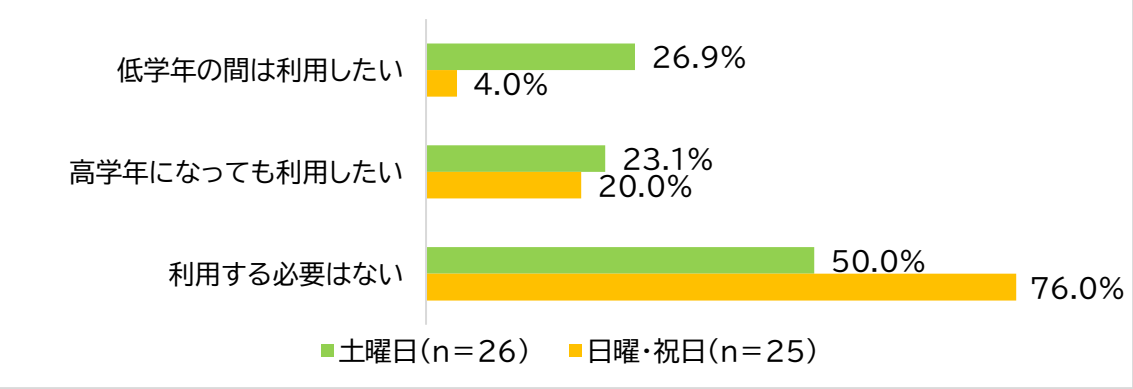

学童利用の土曜日は、「利用したい」と「利用しない」が同数となっています。また、日曜日の利用は、「利用する必要はない」は約8割を占めている状況となっています。

問　宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の学童保育の利用希望はありますか。

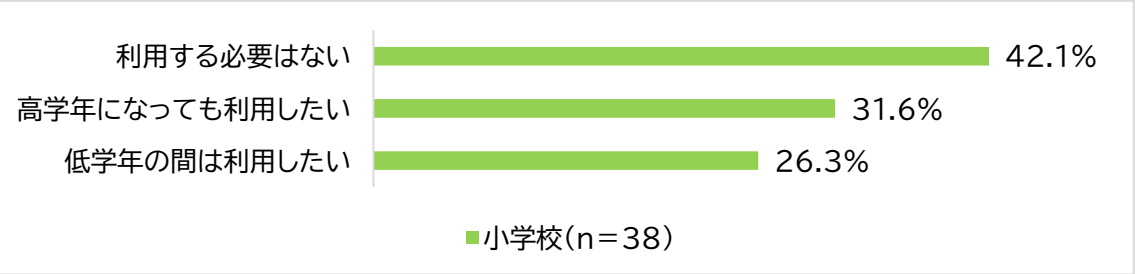

長期期間中の利用希望について、「利用する必要はない」が最も多く、次いで「高学年になっても利用」したい」、「低学年の間は利用したい」の順となっています。

病気の際の対応について 【共通】

問　宛名のお子さんについて、この1年間に病気やケガのため小学校を休まなければならなかったことはありますか。

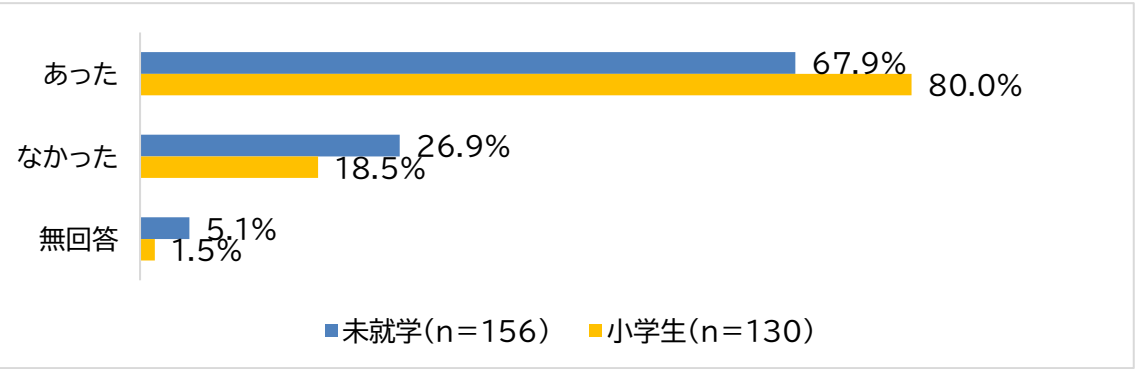

1年間に病気やケガで休んだことについて、「あった」が約7割を上回っている状況となっています。

問　宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法は。【複数回答】

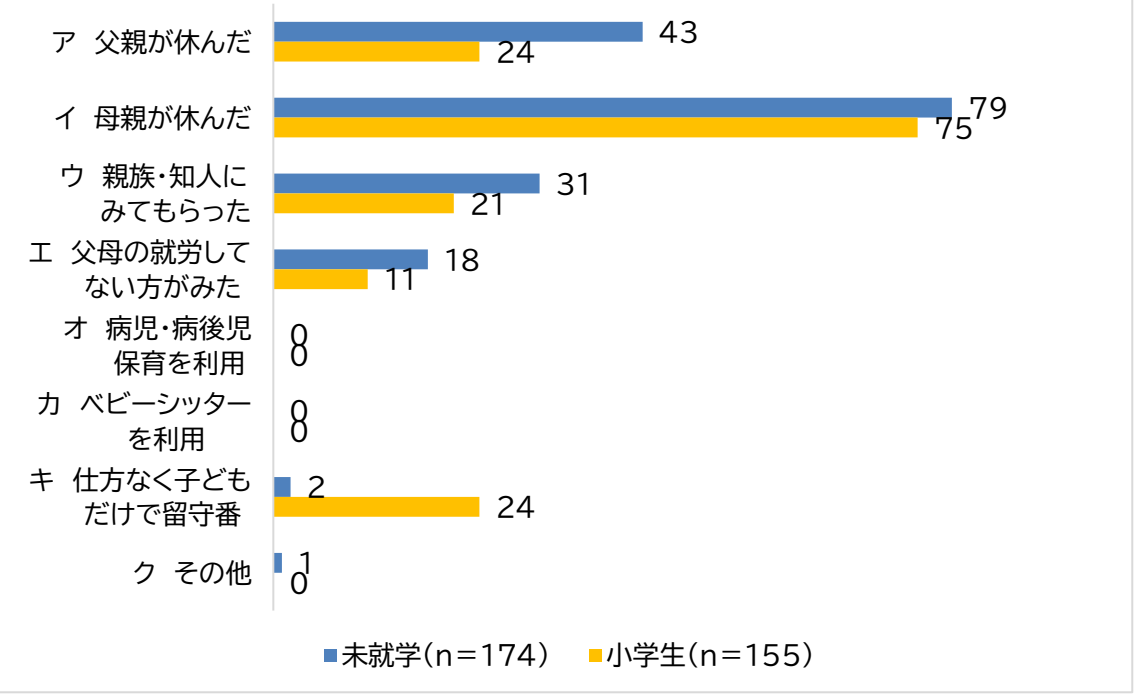

未就学児・小学生ともに、「母親が休んだ」が最も多く、次いで「父親が休んだ」「親族、知人」「父母の就労していない方」の順となっており、この4つが主な対応となっています。

問　その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

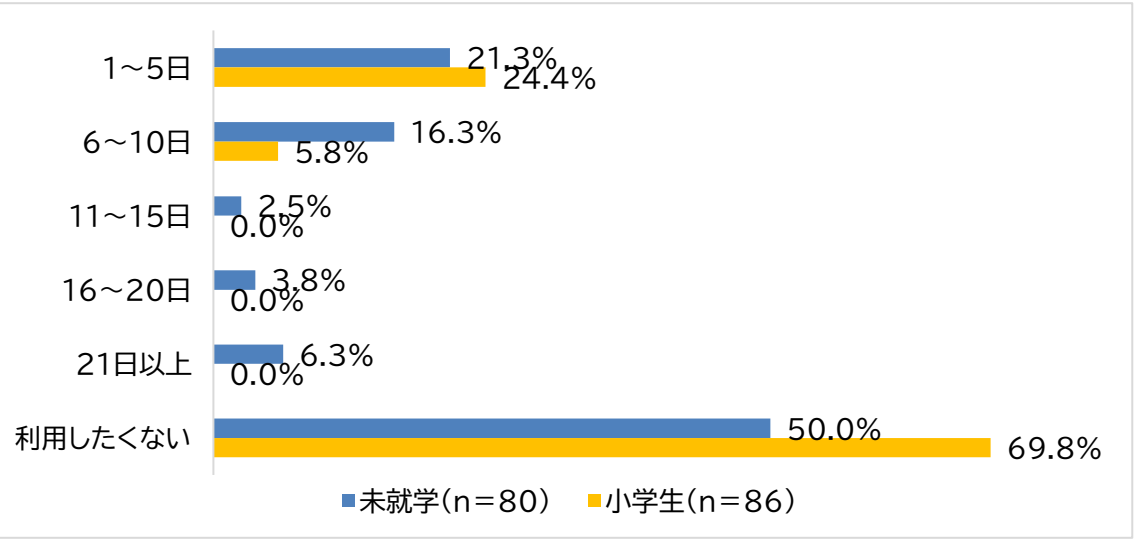

病児・病後児について、未就学児・小学生ともに「利用したくない」が最も多く占めており、次いで「1日～5日の利用希望」の順となっています。

問　前問で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。

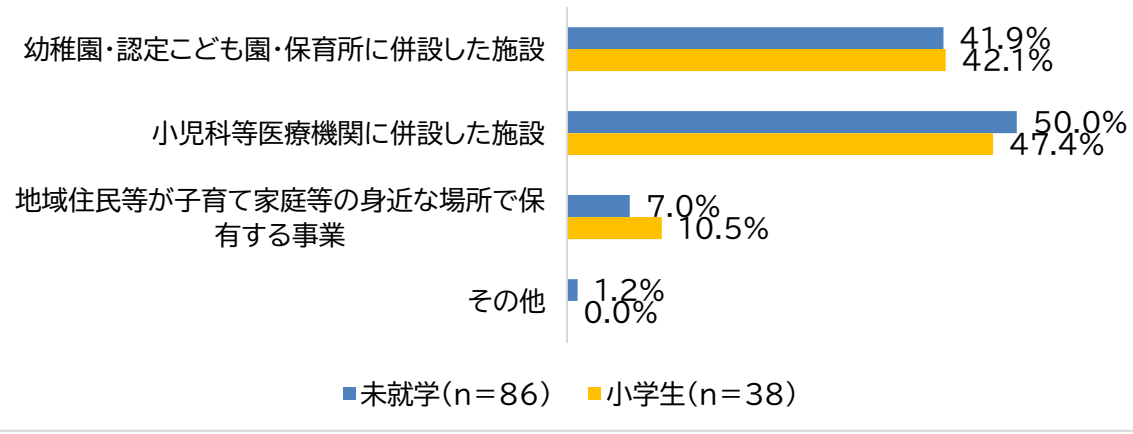

未就学児は、「医療機関に併設した施設」が約5割を占めており、次いで「幼稚園等の施設」が約4割を占めている状況となっています。小学生では、いずれも約4割を占めてほぼ横並びの状況となっています。

問　前問で「利用したいと思わない」に○をつけた方に伺います。【複数回答】

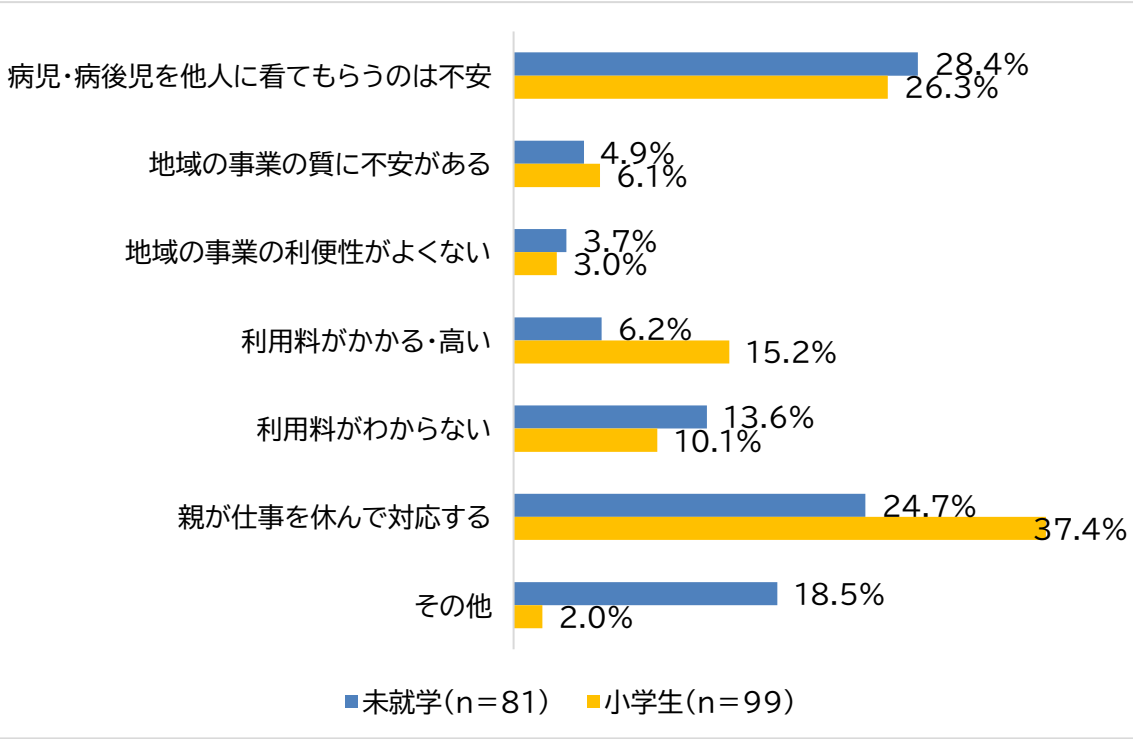

利用したいと思わないについては、未就学児・小学生ともに「親が休んで対応」「他人に看てもらうのは不安」が多く、この2つが主な理由となっている。

【未就学児のみ】

問　宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。

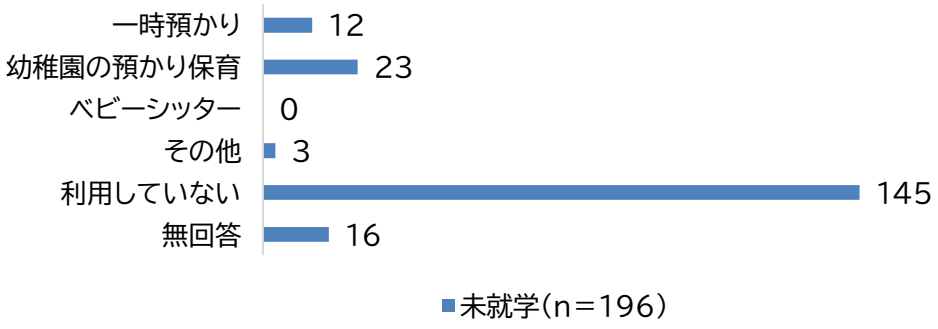

不定期の利用について、「利用していない」が圧倒的に多く、「幼稚園の預かり保育」「一時預かり」はそれぞれ少しの割合を占めている状況となっています。

問　現在利用していない理由は何ですか。

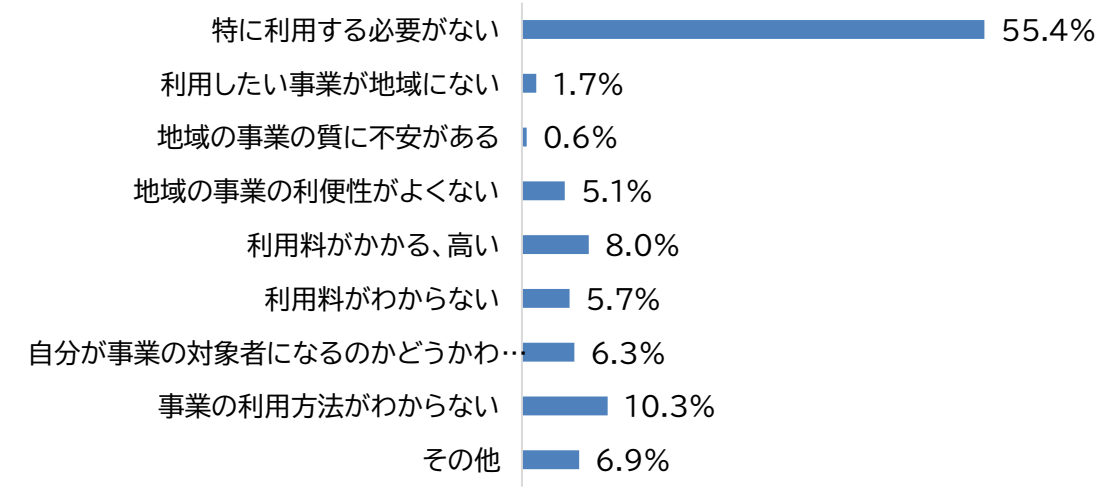

現在利用していない理由について、「特に利用する必要がない」が5割を超えており、次いで「利用方法・利用料・対象になるかがわからない」が主な理由となっています。

宿泊を伴う一時預かり等の利用について 【共通】

問　この1年間に保護者の用事(冠婚葬祭、病気、不定期の就労等)で宛名のお子さんを家族以外に日帰り又は泊りがけで預けなければならないことはありましたか。

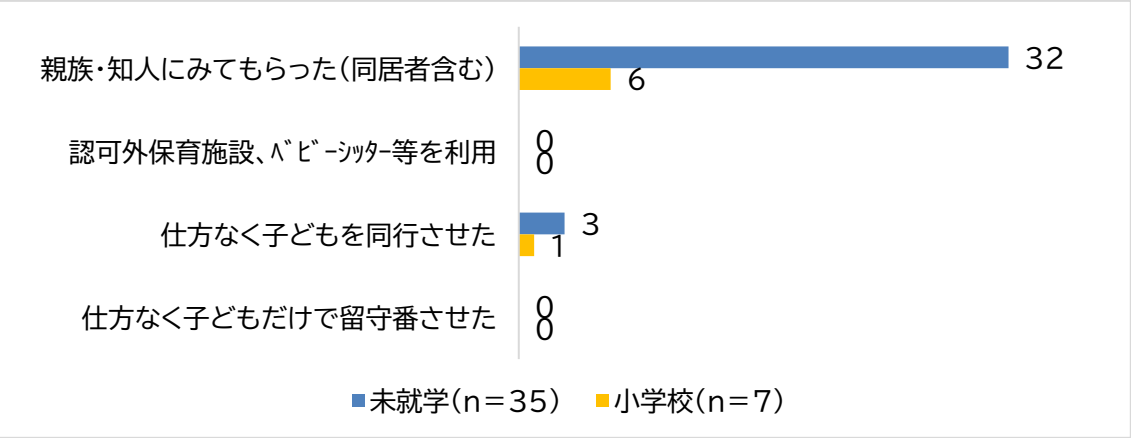

未就学児については、「親族・知人」が多くを占めており、次いで「子どもを同行」の順となっています。

育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について 【未就学児のみ】

問　宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

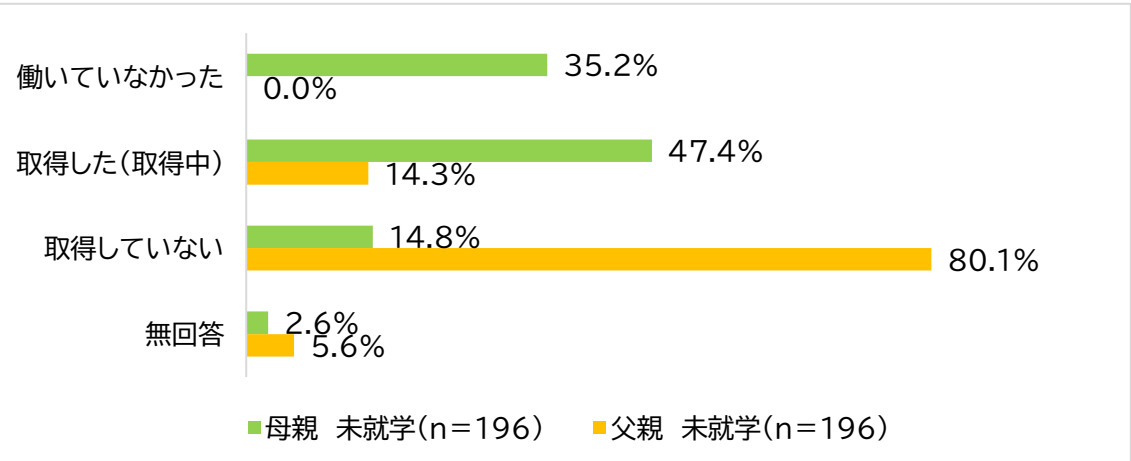

育児休暇の取得について、母親は「取得した」「働いていなかった」「取得していない」の順となっており、父親は反対に「取得していない」「取得した」の順となっている状況です。

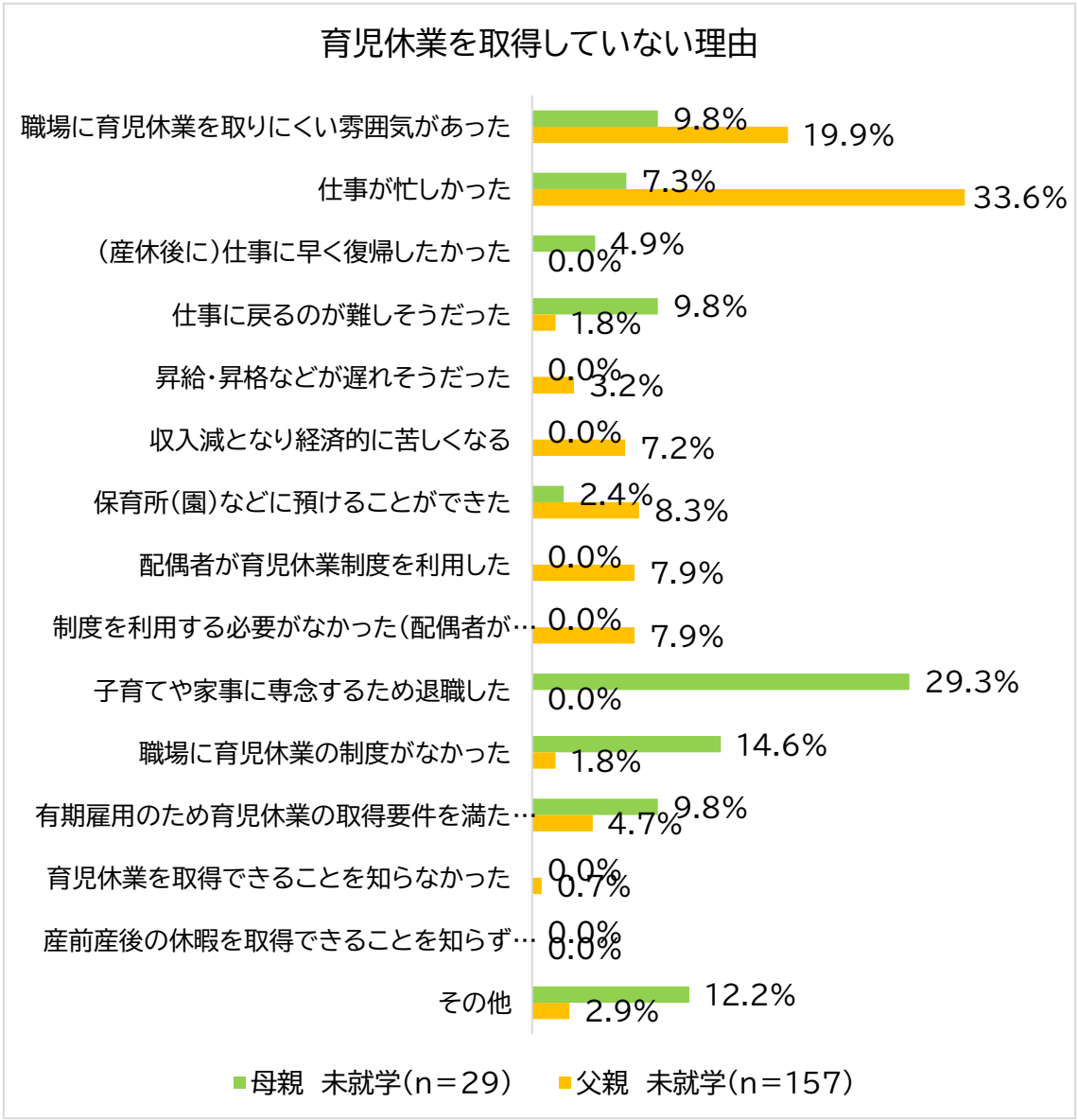

育児休暇の取得していない理由は、父親は「仕事が忙しかった」が約3割、「取りにくい雰囲気」が約2割、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」が約3割となっている状況です。

問　子どもが原則1歳（保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6月）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置）期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。

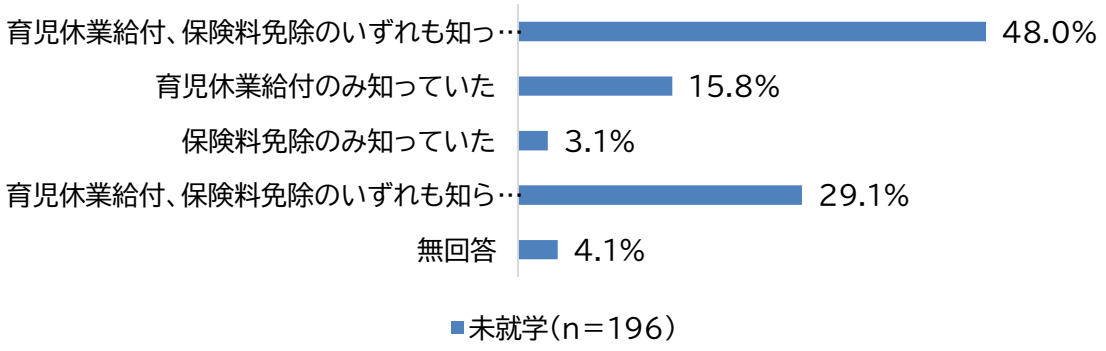

育児休業給付、保険料の免除について、「知っていた」は約5割を占めており、「知らなかった」は約3割を占めている状況となっています。

問　育児休業取得後、職場に復帰しましたか。

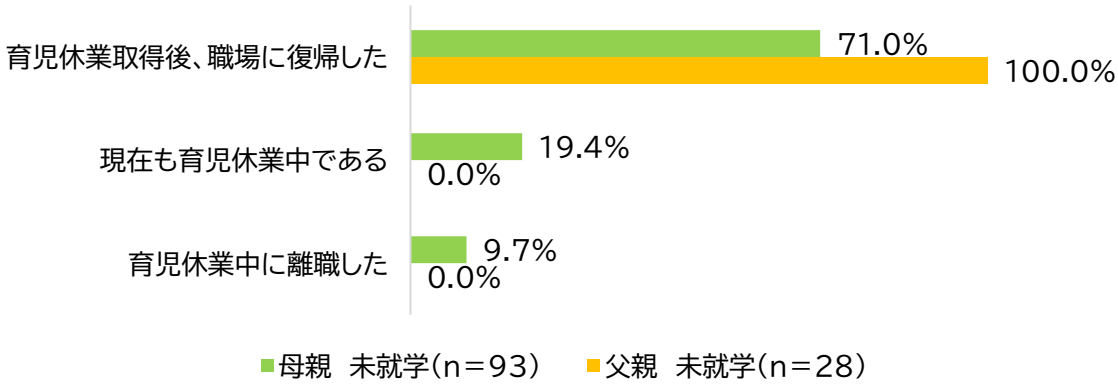

育児休業取得後の職場復帰について、父親はすべてが「職場に復帰した」となっており、母親は「職場に復帰した」「現在も休業中」が9割以上を占めていますが、「離職した」が1割となっています。

小学校就学後の放課後の過ごし方について
（お子さんが5歳児以上である方）【未就学児のみ】

問　宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

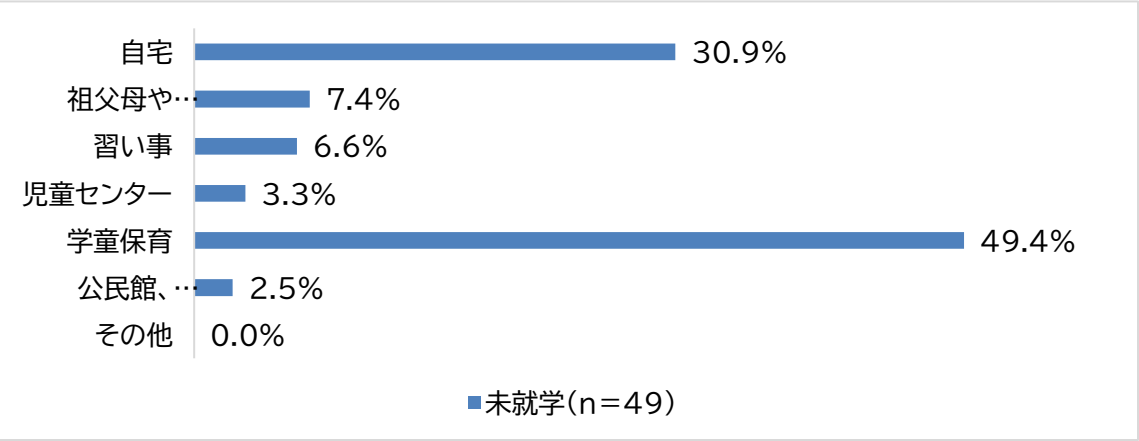

小学校低学年の放課後の時間について、「学童保育」が約5割を占めており、次いで「自宅」「祖父母」「習い事」の順となっている状況です。

問　宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

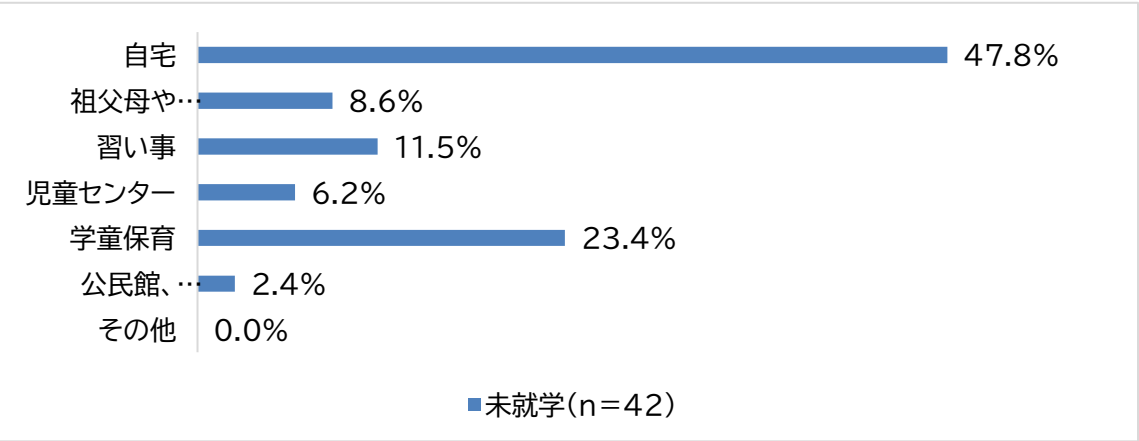

小学校高学年の放課後の時間について、「自宅」が約5割を占めており、次いで「学童保育」「習い事」「祖父母」の順となっている状況です。

問　前問で「学童保育」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日・夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中に、学童保育の利用希望はありますか。

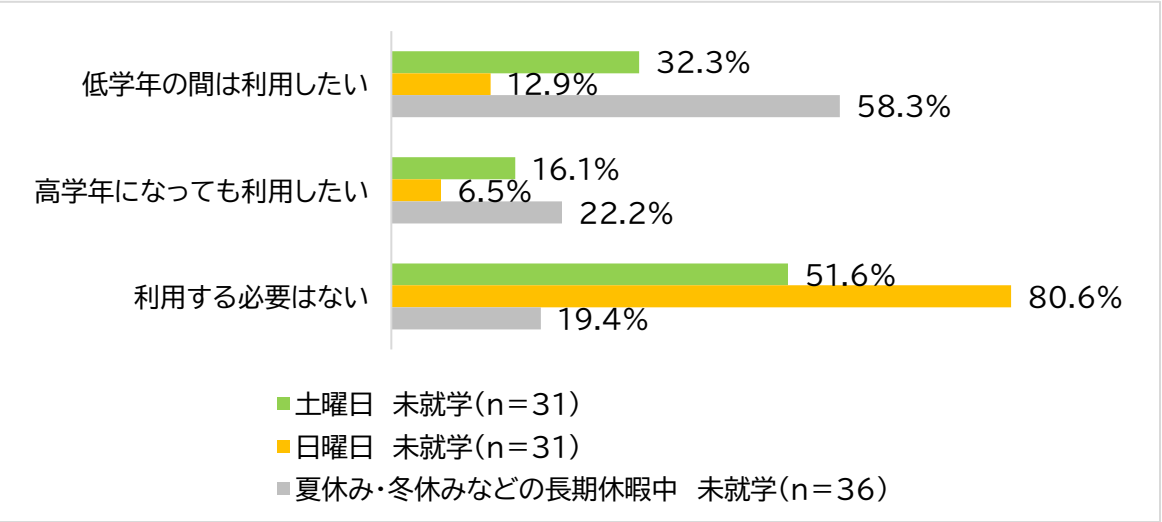

学童保育の土日・祝日、長期休暇中の希望利用について、低学年の間は「長期休暇中」の利用希望が多く、「日曜日」は少ない状況となっています。また、高学年は利用しないが多くを占めています。

問　子育てについて、理想としてどのようなお考えをお持ちでしょうか。【小学生のみ】

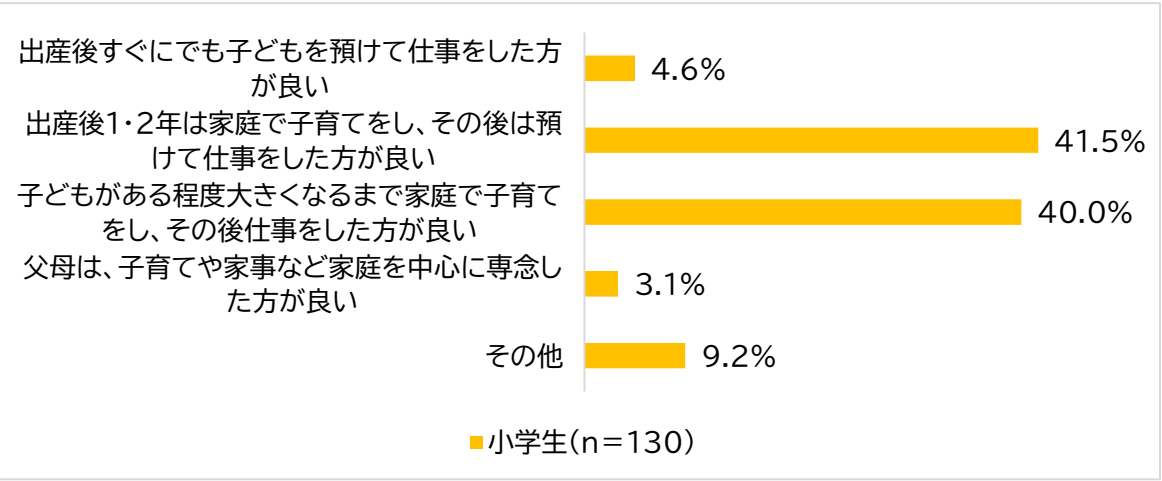

小学生のみの設問であり、「1～2年は家庭で子育て」「ある程度大きくなるまで」が大半を占めていて、主な理想の考えはこの2つとなっている状況です。

問　前問について、実際はどうでしたか。【小学生のみ】

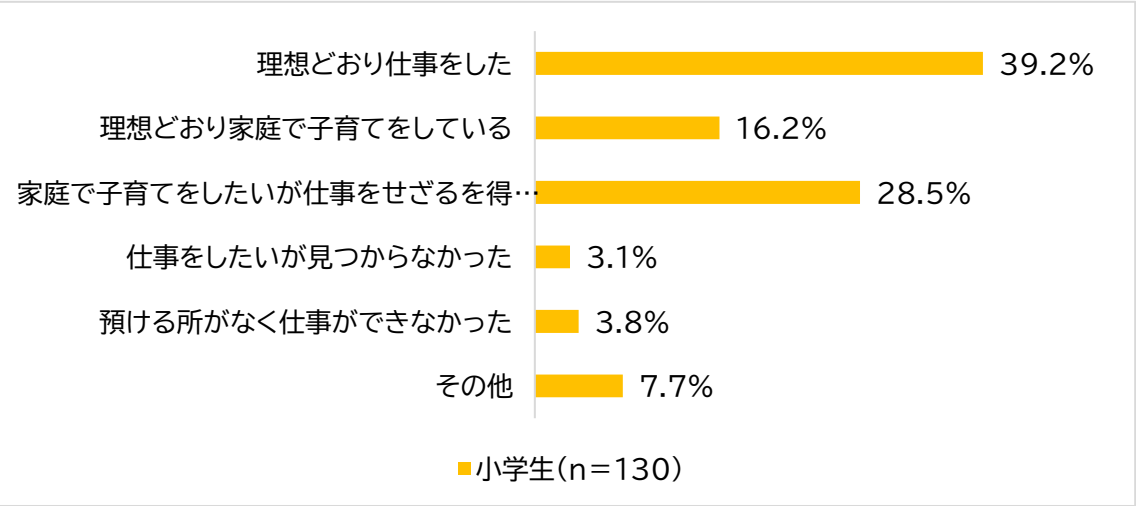

小学生のみの設問であり、理想と実際について、「理想どおりできた」が合わせて約6割を占めており、「理想どおりできなかった」が合わせて約4割を占めている状況となっています。

問　お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について 【共通】

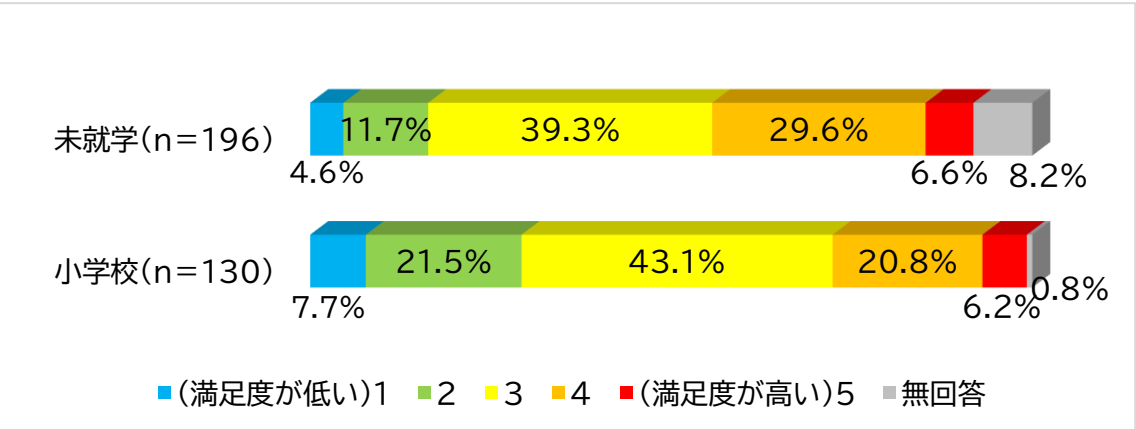

子育て支援に関する満足度について、未就学児は「3（普通）」は約4割を占めており、「4（やや高い）」「5（高い）」を合わせると全体の約8割を占めている状況となっています。
小学生は「3（普通）」は約4割を占めており、「4（やや高い）」「5（高い）」を合わせると全体の約7割を占めている状況となっています。

自由意見(主な意見・要望等)について

問　子育て(教育)をするうえで、周囲(身近な人、行政など)からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。

問　教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見あればご記入ください。

意見の種類		未就学児	小学生	計
①	幼稚園・保育園について	11	2	13
②	学童保育について	11	8	19
③	病児病後児について	4		4
④	一時預かりについて	26	5	31
⑤	母子保健・医療について	18	1	19
⑥	仕事と育児の両立支援について	2		2
⑦	経済的支援について	20	6	26
⑧	子育てに関する情報提供について	7	1	8
⑨	公園等の遊び場について	8	7	15
⑩	子育て支援センターについて	13		13
⑪	発達支援センターについて	4		4
⑫	児童センターについて	2	3	5
⑬	小学校、教育について	8	11	19
⑭	その他	25	3	28
計		159	47	206

①　幼稚園・保育園について（意見総数：13件）

● 保育園の預かり時間が長くなると助かる（7件）

● 美幌に引っ越してきてすぐ保育園に空きがないと言われ、仕事始めるのが大変でした。

● 発達に心配があるので、加配の先生をつけやすい環境を整えていただきたいです。

● 保育園の預かり可能月齢を生後 2 ヶ月からにできたら良いのではないかと思います。

● 日曜日も保育をして欲しい。

● 満3歳になるとお昼寝はいらない。

● 就労時間などの保育認定条件の緩和。

②　学童保育について（意見総数：19件）

● 学童保育は小学1～6年生まで利用できるようにして欲しい。（4件）

● 学童利用可能時間の開始と終了時間を長くしてもらいたい。（5件）

● 夕食を出して欲しい。（2件）

● 学童保育の無料化。利用料金が高い（4件）

● 小学 1 年生の下校が心配。4～6 月頃までは集団登下校などしてほしい。

● 祝日も学童保育所を開所して欲しい。

● 人数制限がねなければもっと利用しやすくなる。

● 学童保育所の利用できるスペースが狭い。

③　病児病後児について（意見総数：4件）

● 病児保育、病後児保育はあったら本当に助かるのになと何回も思った。（4件）

④　一時預かりについて（意見総数：31件）

● リフレッシュ目的などでの一時預かり利用が認められていないので認められると助かる。（14件）

● 当日に子どもを預かってもらいたい状況になったときに一時的に預かってもらえるサポートがほしい。（5件）

● ファミリーサポートがあればいいなと思う。（4件）

● 土・日・祝に気軽に預けられる場所がほしい。（5件）

● 仕事をする人にとって一時預かりをもっとアピールした方が良い。

● 夜間預かってもらえる施設は欲しい。

● 一時預かりの日数の上限が緩和して欲しい。

⑤　母子保健・医療について（意見総数：22件）

● 小児科を充実させて欲しい。土・日・祝に対応してもらえる、もしくは相談ができるところがせめてほしい。（11件）

● 産後0ヶ月の時に訪問があったが、それ以降自分から子育て支援センターや乳幼児相談に行かないとサポートがないので孤独だった。月 1 くらいでいいので3ヶ月くらいまでサポートして欲しい。

● 4ヶ月検診後10ヶ月までないので、6.7ヶ月検診があれば気になることを気軽に聞けるのでいいと思います。（2件）

● 相談が気がるにできるように、ふだんから保健師さんなどと接する機会があれば（増えれば）良い。（2件）

● 自治体の検診が 3 才までなので、それ以降も定期的に相談会などを開いていただけると、安心感があると思う。

● 陣痛タクシーがあればいいと思います（救急車だと呼びづらい）。欲を言えば産婦人科が欲しいです。

● 予防接種を北見のかかりつけでも受けれるようにしてほしい。国保、日赤、愛成以外でもしてほしいです。美幌の国保は時間が短いなど感じます。

⑥　仕事と育児の両立支援について（意見総数：2件）

● リフレッシュ休暇をもっと撮りやすい職場環境があれば良いと思います。

● 有給が転職したばかりで少なく、子どもは 2 才、幼稚園に行きはじめて半年。仕事を休むと欠勤になり、面接時に周りも協力してくれると言ってましたよねと、強くいわれ休みにくい。

⑦　経済的支援について（意見総数：26件）

● すべての子どもの保育料や給食費の無償化。（8件）

● 子育て関連全てにおいて、所得制限をもうけるのは不公平感が強い。（6件）

● 子育てに対する支援金、一時金等があればいいと思います。（5件）

● オムツの無償配布があると助かる。（2件）

● スポーツクラブ、少年団活動に対する支援が少ない。

● 高校進学に対する補助

● プレミアム商品券はいつもとても助かってます。

● 子どもが小さいうちは色々な支援があるが、中学生、高校生になると子ども手当などの支援がなくなるので、18 才くらいまでは続けてほしい。

● 町外の進学に対して支援して欲しい。

⑧　子育てに関する情報提供について（意見総数：9件）

● 相談専用の LINE など、便利なツールがあればもっと気軽に問合せが出来る。（2件）

● 他の市町村と比べて良い所もたくさんあるが、知らない事、知らない人が多いと思うのでもったいない。（3件）

● 地元でどんな習い事があるのかわかるようなものがほしいです。（2件）

● 色々な子供たちのためのサポート等も分かりやすく開示してほしい。

● ネットで調べられる保育園情報を美幌町サイトなどにのせてほしい。

⑨　公園等の遊び場について（意見総数：15件）

● 休日、子どもと一緒に遊べる施設や公園、スペースがもっとあればいいなと思っています。（6件）

● 小学生が思い切り体を動かせる施設が欲しい（3件）

● 美幌町内の公園が綺麗だと子どもが集まり活気が出ますし、町の美化にも繋がると思います。（3件）

● 公園の遊具が少ないので充実させて欲しい。

● 子どもが遊べる屋内の施設が欲しい。

● きてらす 2F に子どもも一緒に入れるトイレを設置してほしい。

⑩　子育て支援センターについて（意見総数：13件）

● 著名な保育者や専門家による相談やオンライン講演会など先進的な知見に触れられる機会が増えればいいなと思う。（3件）

● フレッシュママセミナーなどの回数を増やして欲しい。

● 支援センターの保育者やスペースなどの拡充。

● 育児が初めてのため、心配・不安なことをすぐに相談できる環境があると嬉しい。（5件）

● ママだけではなくパパの支援もして欲しい。

● 簡単な料理のイベントを開催して欲しい

● 支援センターを 1 度利用したことはありますが、私が人見知りのため周りの保護者の方とはなかなか話せませんでした。

⑪　発達支援センターについて（意見総数：3件）

● 子どもの個性を理解して、適切な学習を含めた日常を送ることができるようなサポートや保護者に対する発達に関する理解を広め、深める呼びかけ、学習の機会の提供。

● 平日だけでなく、土曜日や週 1 日でもいいので夜 19 時くらいまで相談など出来ると良いと思います。

● 他市のように小学生以下の送迎付きの発達支援施設があったら良いと思います。

● 発達支援センターは幼稚園まで、送迎付にし親の付き添いを無しにしていただくと助かります。

⑫　児童センターについて（意見総数：5件）

● 児童センターの位置がもう少し中心部にあると、色んな学校の人が利用しやすいと思います。（3件）

● 学校帰りに児童センターに行けるようにしたらいい。（2件）

⑬ 小学校・教育について（意見総数：19件）

● 少子化による各学校 1 学年あたりの生徒数が減少しており、一人ひとりに対して手厚く事業支援ができる一方で、クラス替えがないまま何年も過ごすことになり、是非学校の統廃合をお願いしたいです。（6件）

● 学校の時間がもう少し早く学校内に入れるようにしてほしい。（2件）

● クロムブックをもっと活用しオンライン授業を充実させて欲しい。（2件）

● LGBTQ の観点から中学校の制服も自由に選択し組み合わせられるスタイル（様式）になるといいなと思います。

●「子供ファースト」とされていますが、もう少し保護者および生徒の意見を聴取すべきと思います。

● 学校の授業についていけなく放課後サポートなど子供にすすめても行きたがらず、わからないまま進んでしまっている。個々のペースで理解できる、楽しく学べる環境があるといいなと思います。

● 教員だけでなく専門分野の方々に子供たちを見て頂きアドバイスが欲しい。

● 中学校を選択制にして欲しい。

● 東陽小学校の2年生が40人を超えている。

● 不登校が増えている中で町内不登校児の居場所が少ない。

● 子どもが学校に通えず適応教室へ通っているが、今後適応教室にも行けなくなってしまった時に自宅で学習をして場合に出席したと認められるシステムがあるといいなと思っています。

● 入園入学に向けて必要な書類の準備や各学年にかかる概算経費等を広報等に掲載して欲しい。

⑭　その他（意見総数：28件）

● 子育てなどのイベント開催が平日昼間に多すぎる。時間をずらして何回か行うなど親が就労していても子供にいろいろな体験をさせてあげれるようにしてほしいと思いました。（2件）

● 都市部と教育格差や体験格差をなるべく広げないためにも子供に色々な体験や鑑賞が出来るようになるといいと思っています。

● 子どもの習い事の送迎を支援してくれるサポートがほしい。

● 子供にスポ少などやらせたいが、頻度が多いものばかりで選べない。毎週のように試合があったり、週に何度も遅くまで練習があったりと、学業との両立が難しいものが多い。

● 熱中症対策のためクーラーをつけて欲しい。

● スポセンなどの体育館や年中使えるプールなど子供がスポーツをしたい時に練習や活動できる環境を整えてほしい。

● 離乳食の時間が苦痛でたまらないのに外出先で子供と一緒に食べれる施設がない。

● オホーツク地域は圧倒的に学力が低く、早い段階で発達に応じた適切な対応を行えるように支援をお願いしたいです。

● 美幌のサービスは普通の家庭を前定に作られているので利用しきれません。困難さがある家庭でも利用できるサービスの充実を願います。

● ファミリーサポートをもっと充実させてほしい。（2件）

● 子ども用品が充実したお店が欲しい。（4件）

● 高校にも給食を導入して欲しい。

● びほーるで子供対象の無料上映会があると嬉しいです。

● 施設の充実を進めると、保護者は助かるが、子どもが常に長時間預けられて親子の時間が減る。社会に子育て世代は愛情関係を育む育児時間が必要な事を知ってもらう事を先行して進めてほしい。

● 現場の職員の方は皆さん熱心に取り組んでいただき助かっています。

● サービス向上はいいことだと思いますが現場の方が疲弊しない適度な環境で取り組んでいただきたいです。

● 保育士さんには日頃感謝しかありません。日中の子ども達のお世話プラス帰った後などに事務作業や行事の用意などたくさん残業されているかと思います。家に帰って作業されてい

る方もいると思います。もう少しまちで保育士不足、保育士さんの負担を考えてほしいし給料アップなどしてほしいなと親として心から思います。

● 病院にかかる費用が無料だったり、子育てに関する施設が多くあることや、子どもを遊ばせる施設が多かったりと子育てしやすい町だと感じています。（2件）

● 現在 3 人の子供を育てています。美幌町は子育てに優しい町だと思っています。

● 保育環境は整っているのか他と比べたことがないので分かりませんが、金銭的な支援は色々あるな！！と嬉しくなります。（給食費補助や病院代）

● 全体的にいつも満足しています！ありがとうございます！（3件）

【2】美幌町次世代育成支援推進協議会の設置に関する条例（抜粋）

美幌町附属機関に関する条例（平成25年3月19日美幌町条例第6号）

（設置）

第1条　法律又はこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規程に基づき、別表のとおり本町に執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について、審査、審議等を行うものとする。

（組織及び構成）

第3条　附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2　委員は、別表の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

第4、5条（略）

（任期）

第6条　委員の任期は、それぞれ別表に掲げる期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解職することができる。

（会長等）

第7条　附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

2　会長等及び副会長等の選任については、それぞれ別表に掲げる方法により選任するものとする。

3　会長等は、当該附属機関の会務を総理する。

4　副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等かせ欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

（会議）

第8条　会議は、会長等が招集する。ただし、員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合又は新たに附属機関が設置された場合において最初に会議開くときは、執行機関が招集する。

2　会長等は、会議の議長となる。

3　附属機関は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5　会議には、関係職員が出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

第9条（略）

（秘密の保持）

第10条　委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第11条　附属機関の庶務は、それぞれ別表に掲げる主管部局において処理する。

（報酬及び費用弁償）

第12条　附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、条例で別に定める。

第13条（略）

（補則）

第14条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以下(略)

別表(第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第11条)…(抜粋)

設置	附属機関名(設置根拠法令及び関係条例)	所掌事項	定数	構成	任期	組織及び選任方法	主管部局
町長	美幌町次世代育成支援推進協議会(次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条)	・美幌町次世代育成支援行動計画の策定に関すること ・美幌町次世代育成支援行動計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること ・次世代育成支援対策の推進に関し必要な措置の協議に関すること ・その他町長が特別に必要と認めること	20人以内	・子育て支援に関係する者 ・福祉・保健・医療又は教育等次世代育成支援に関係する者 ・その他町長が必要と認める者	2年	会長 副会長 委員 ＊委員の互選	福祉部

【3】美幌町次世代育成支援推進協議会委員名簿

（敬称略）

	団 体 名	氏 名	備 考
1	美幌町民生委員児童委員協議会(主任児童委員)	早 田　眞 二	
2	美幌町民生委員児童委員協議会(主任児童委員)	井 上　裕 子	
3	美幌町民生委員児童委員協議会(主任児童委員)	中 川　睦 子	
4	美幌町自治会連合会女性部会	畑　　郁　子	
5	社会福祉法人　美幌町社会福祉協議会	多津美 英美子	
6	美幌町青少年育成協議会	三 山　秀 市	
7	美幌町PTA連合会	川 口　智 貴	
8	美幌大谷幼稚園	井 上　幸 子	
9	美幌藤幼稚園	浅野　裕美子	
10	美幌保育園父母の会	杉　本　　崇	
11	東陽保育園父母の会	一 戸　宏 公	
12	美幌町手をつなぐ連絡協議会	林 田　宏 美	
13	特定非営利法人　ひまわり保育園	贄 田　知 子	
14	美幌商工会議所	伊 藤　健 一	
15	一般公募	戸谷　めぐみ	

【4】美幌町子ども・子育て支援事業計画の策定経緯

1 次世代育成支援推進協議会

	開催日	内　容
第1回	令和6年1月30日	・第3期美幌町子ども子育て支援事業計画」策定に向けたニーズ調査の実施について ・今後のスケジュールについて
第1回	令和6年9月27日	・第2期子ども・子育て支援事業計画実施結果について ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果について ・今後のスケジュールについて
第2回	令和7年●月●日	・第3期子ども子育て支援事業計画(素案)説明 ・今後のスケジュールについて

2 子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会

	開催日	内　容
第1回	令和6年11月27日	・第2期子ども・子育て支援事業計画実施結果について ・第3期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果について ・今後のスケジュールについて
第２回	令和6年12月18日	・第3期子ども子育て支援事業計画(素案)説明 ・今後のスケジュールについて

【5】「持続可能な開発目標（SDGs）」について

［持続可能な開発目標（SDGs）とは］
　2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられている17のゴールと169のターゲットのことをいいます。SDGs採択前に取り組まれていたMDGs（Millennium Development Goals:ミレミアム開発目標）が主に開発途上国における取組であったことに対し、SDGsは先進国を含む全ての国々の取組目標を定めており、全世界共通の目標として、貧困の撲滅など、誰一人取り残さない、包摂的な世界の実現を目指すことを理念に掲げています。

【表 SDGs に係る子ども子育て支援事業計画の目標】

目標（Goal）	目標意訳文（原文）
3. すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4. 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
8. 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
10. 人や国の不平等をなくそう	国内および国家間の格差を是正する
11. 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
16. 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
17. パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第3期美幌町子ども・子育て支援事業計画

（令和7年度～令和11年度）

令和●年●月

発行　美幌町

編集　美幌町福祉部社会福祉課

〒092-8650　北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地

TEL（0152)77－6541

FAX（0152)72－4869

http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/